# 第２期神河町子ども・子育て支援事業計画
# 第２期神河町次世代育成支援対策推進行動計画

令和２年３月

神河町

# 目　次

第１章　計画の策定にあたって ..... 1
１．計画策定の趣旨と背景 ..... 1
２．計画の位置付け ..... 2
３．計画の期間 ..... 2

第２章　神河町を取り巻く状況 ..... 3
１．統計からみた現状 ..... 3
２．アンケート調査結果からみた現状 ..... 8
３．幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況 ..... 19
４．神河町の子ども・子育てを取り巻く課題 ..... 24

第３章　計画の基本的な考え方 ..... 26
１．基本理念 ..... 26
２．基本目標 ..... 26
３．施策体系 ..... 28

第４章　施策の展開 ..... 29
基本目標１　地域ぐるみで子どもを育てていくために ..... 29
基本目標２　仕事と家庭を両立するために ..... 31
基本目標３　親子が健康に過ごすために ..... 33
基本目標４　子どもの健やかな成長と学びを深めていくために ..... 36
基本目標５　すべての子育て家庭への支援のために ..... 39
基本目標６　安全安心な環境づくりのために ..... 42

第５章　量の見込みと確保方策 ..... 44
１．教育・保育提供区域の設定 ..... 44
２．人口推計 ..... 44
３．量の見込みと確保方策 ..... 45

第６章　計画の推進 ..... 55
１．関係機関の役割 ..... 55
２．国や県、近隣自治体との連携 ..... 55
３．計画の進行管理 ..... 55

資料編 ..... 56
１．神河町子ども・子育て会議条例 ..... 56
２．神河町子ども・子育て会議委員名簿 ..... 58
３．計画の策定経過 ..... 59

# 第１章　計画の策定にあたって

## １．計画策定の趣旨と背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が発生しています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になっていることや、ライフスタイルの変化等により、課題が一層複雑化・多様化していること等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているといえます。

国では、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代を担う子どもたちの育成支援のための様々な取組が進められてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、平成 24 年に「子ども・子育て関連３法」が制定され、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の制度や財源を一元化して、新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的な推進が掲げられました。平成 28 年６月には「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速・的確な対応が明確化されました。また、令和元年 10 月には「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本町においては、平成 27 年３月に「神河町子ども・子育て支援事業計画及び神河町次世代育成支援対策推進行動計画」（以下、「第１期計画」という）を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。

このたび、第１期計画の計画期間が令和元年度をもって満了することに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状を踏まえ、新たに「第２期神河町子ども・子育て支援事業計画及び第２期神河町次世代育成支援対策推進行動計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

## ２．計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第８条第１項に基づく「市町村行動計画」として策定するものです。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえるものとします。

計画の策定にあたっては、上位計画である「神河町長期総合計画」やその他関連計画との整合を図ります。

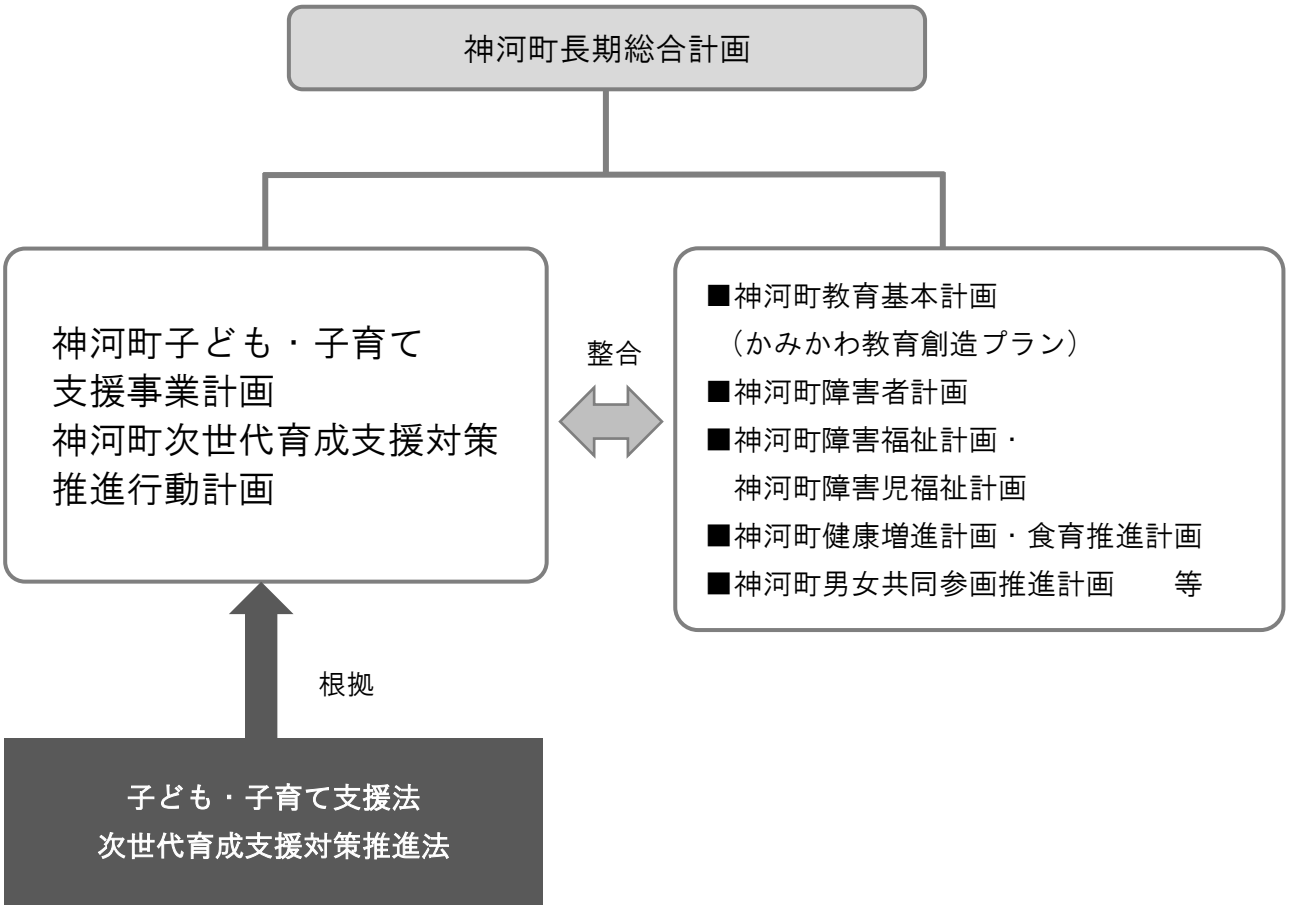


## ３．計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。計画の中間年度（令和４年度）と最終年度である令和６年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

# 第２章　神河町を取り巻く状況

## １．統計からみた現状

### （１）人口の推移

総人口をみると、減少しており、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少、65 歳以上の老年人口は増加しています。

◆年齢3区分別人口の推移

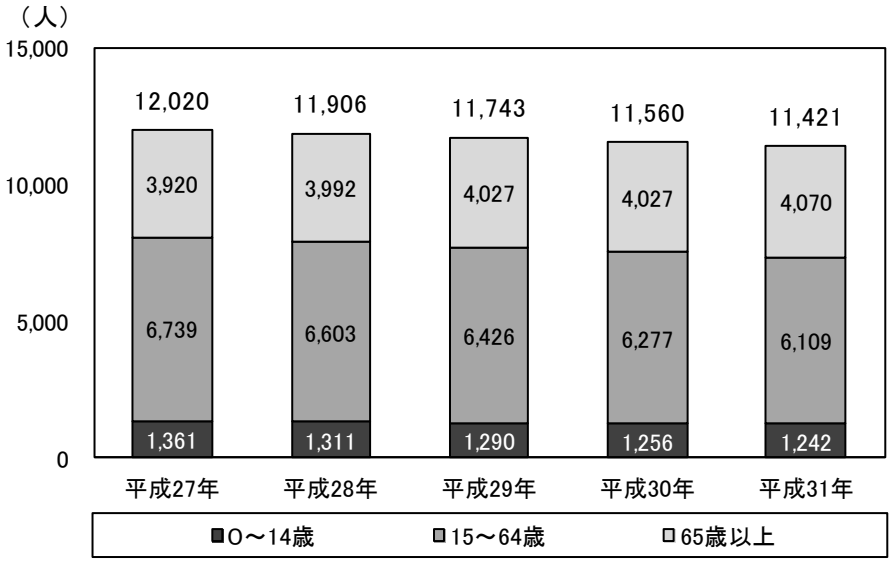


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

年齢３区分別人口割合を県及び全国と比較すると、0～14 歳、15～64 歳の割合が低く、65 歳以上の割合が高くなっています。

◆年齢3区分別人口割合の比較（平成 27 年）

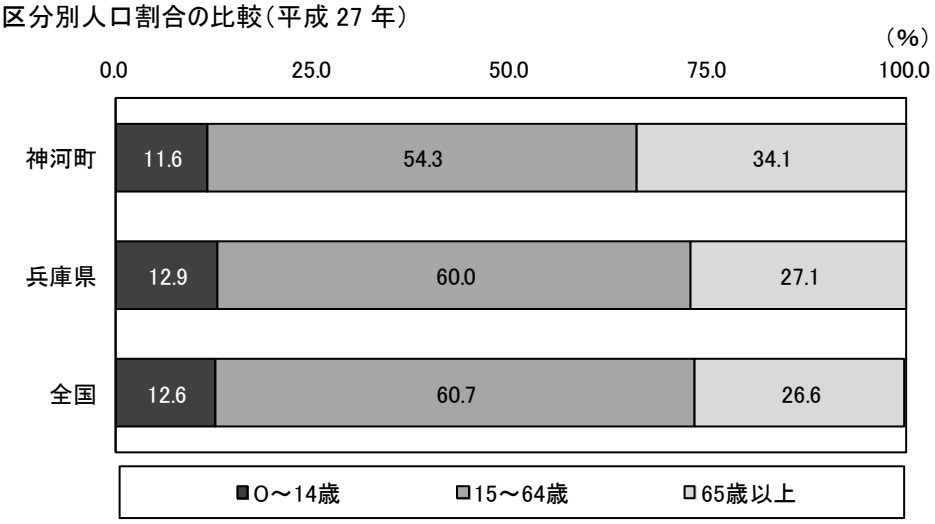


資料：国勢調査

## （２）子どもの人口の状況

18 歳未満の子どもの人口をみると、減少しており、６歳以上はおおむね減少傾向となっているのに対し、0～5 歳人口は増減を繰り返しています。

◆子どもの人口の推移

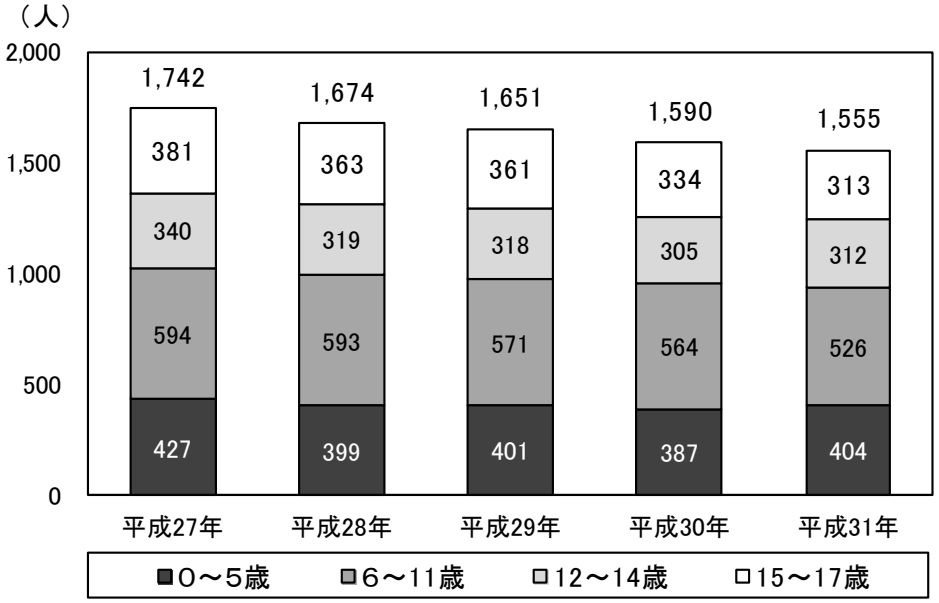


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

## （３）出生数・出生率の状況

出生数をみると、平成 27 年・平成 28 年に増加し、その後減少しています。出生率（人口千人あたりの出生数）も出生数と同様に推移しています。

◆出生数・出生率の推移

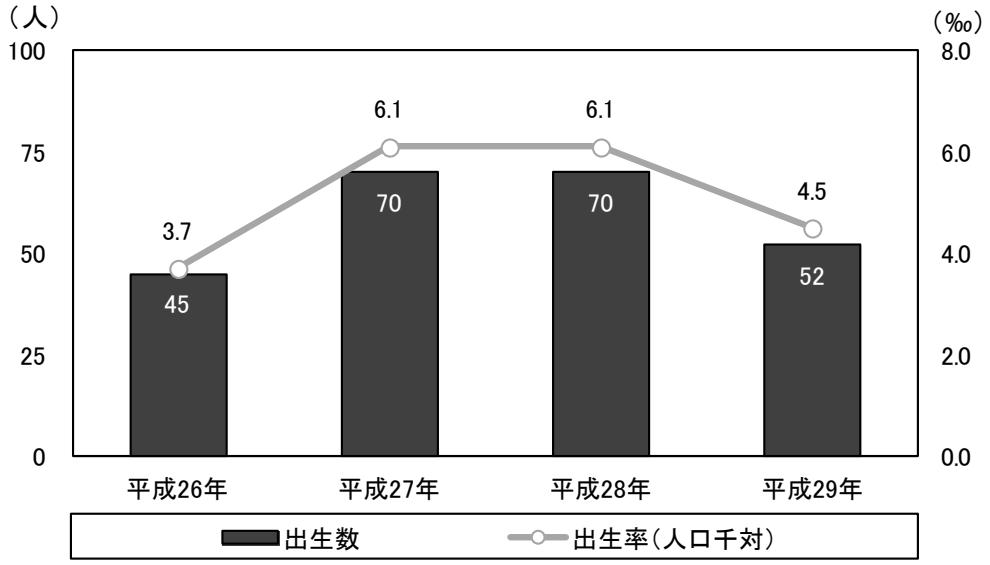


資料：人口動態統計

## （４）合計特殊出生率※の状況

合計特殊出生率をみると、平成７年以降減少していましたが、平成 17 年から増加に転じています。また、平成 12 年までの合計特殊出生率は県及び全国を上回っていましたが、平成 17 年以降は県及び全国に近い値で推移しています。

◆合計特殊出生率の推移

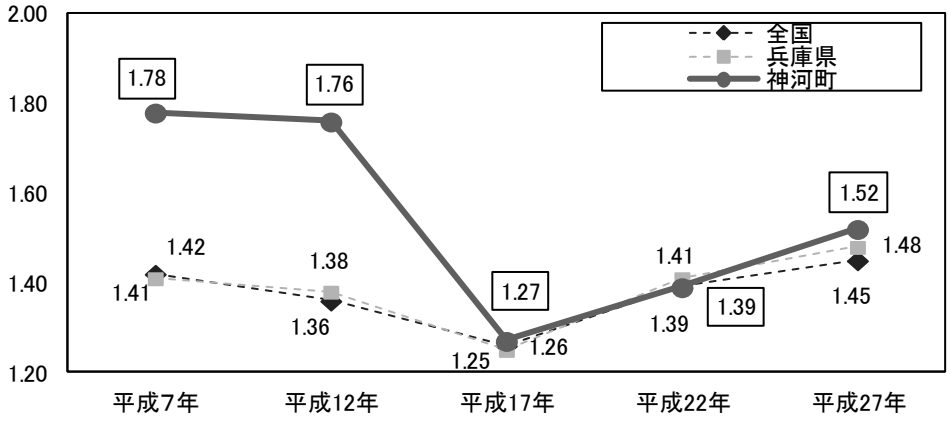


資料：人口動態統計

※合計特殊出生率…１人の女性が一生のうちに出産する子どもの平均数

## （５）人口動態の状況

人口動態をみると、自然動態（出生数・死亡数）では死亡数が出生数を上回り、社会動態（転入数・転出数）では転出数が転入数を上回っています。

◆自然動態・社会動態の推移

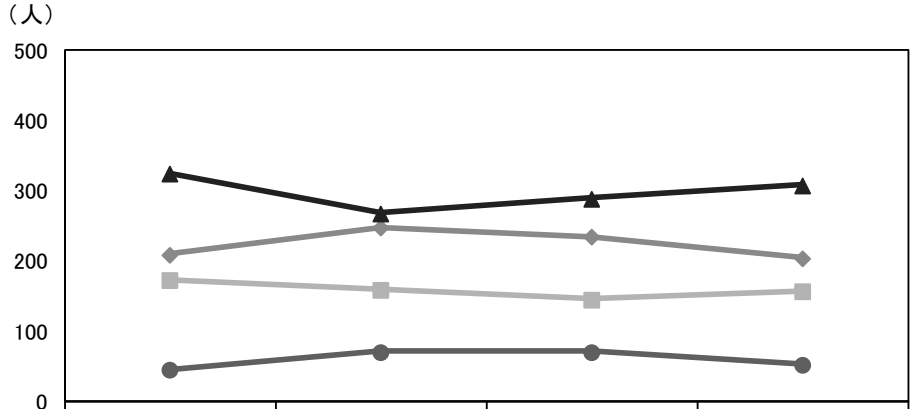


| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|---|---|---|---|---|
| 出生数 | 45 | 70 | 70 | 52 |
| 死亡数 | 173 | 159 | 145 | 157 |
| 転入数 | 209 | 248 | 235 | 204 |
| 転出数 | 325 | 268 | 289 | 308 |

資料：人口動態統計

## （６）世帯の状況

総世帯数をみると、増加傾向となっていますが、世帯あたりの人員数をみると、減少しており、平成 27 年で 3.02 人となっています。

◆総世帯数及び平均世帯人員数の推移

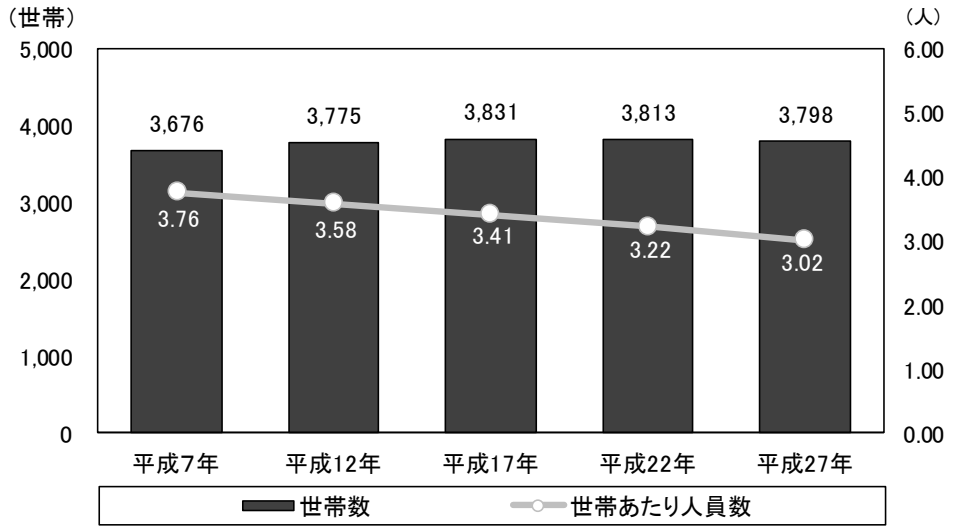


資料：国勢調査

## （７）母子世帯及び父子世帯の状況

母子世帯数をみると、増加傾向となっており、平成 27 年で 32 世帯となっています。父子世帯数をみると、横ばいで推移しており、平成 27 年で６世帯となっています。

◆母子世帯数及び父子世帯数の推移

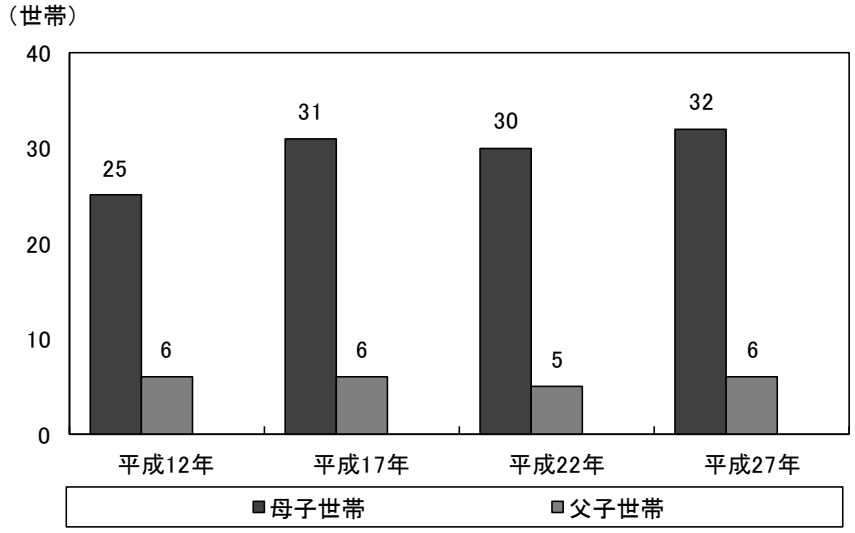


資料：国勢調査

## （８）女性の就労の状況

女性の就業率をみると、平成 22 年に比べ、すべての年齢区分で上回っていますが、女性の就業者が結婚・出産期にあたる年代に減少することにより発生するM字カーブは解消されておらず、依然として 30 歳代における就業率の落ち込みがみられます。

◆女性の就業率の推移

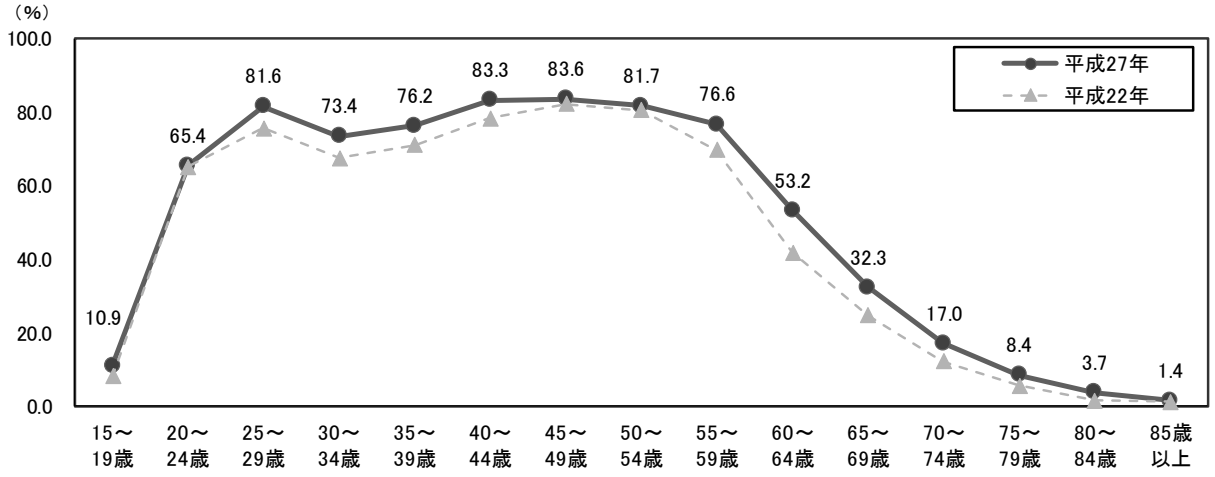


資料：国勢調査

# ２．アンケート調査結果からみた現状

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に、保育ニーズや神河町の子育て支援サービスの利用状況・利用意向等の把握を目的として、アンケート調査を実施しました。以下のとおり、調査結果を抜粋し、掲載します。

## （１）調査の概要

●調 査 地 域 ：神河町全域
●調査対象者：神河町内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
　　神河町内在住の「小学生児童」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
●調 査 期 間 ：平成 31 年１月 31 日（木）～平成 31 年２月 15 日（金）
●調 査 方 法 ：就学前児童・小学生児童のいる世帯のうち、複数のお子さんがいる世帯には１通のみ届くように調整し、郵送配布・回収
●回 収 結 果

| 調査種別 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 就学前児童 | 312 件 | 166 件 | 53.2% |
| 小学生児童 | 397 件 | 284 件 | 71.5% |

### ①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 51.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 42.8%となっています。小学生児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」がともに 46.5%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 16.2%となっています。

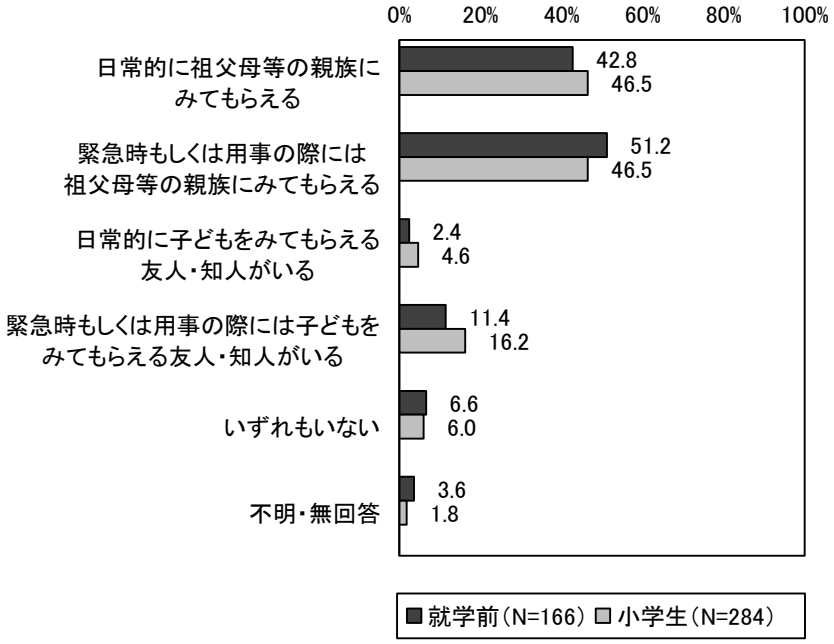

## ②子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについて

子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについてみると、就学前児童・小学生児童ともに「子育てで出費がかさむ」が最も高く、それぞれ 45.8%、51.8%となっており、次いで就学前児童では「自分の自由な時間が持てない」が 30.1%、小学生児童では「不安に思うことは特にない」が 20.8%となっています。

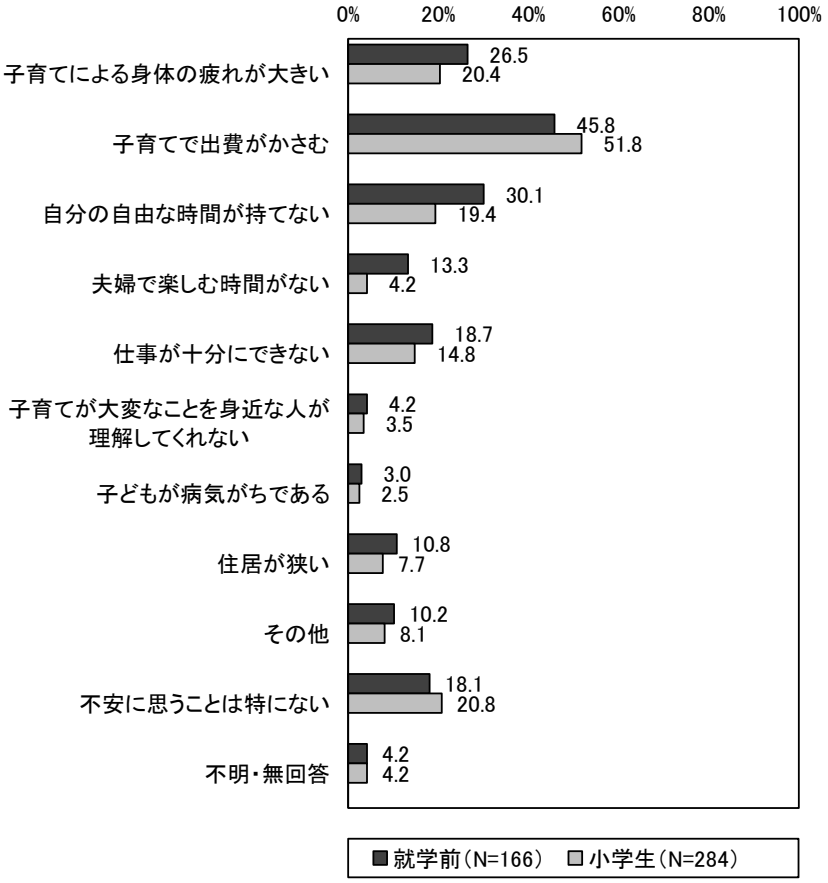


## ③保護者（母親）の現在の就労状況について

母親の現在の就労状況についてみると、就学前児童保護者では「専業主婦」が 33.7%と最も高く、次いで「フルタイム」「パートタイム」がともに 29.5%となっています。小学生児童保護者では「パートタイム」が 40.5%と最も高く、次いで「フルタイム」が 38.7%となっています。

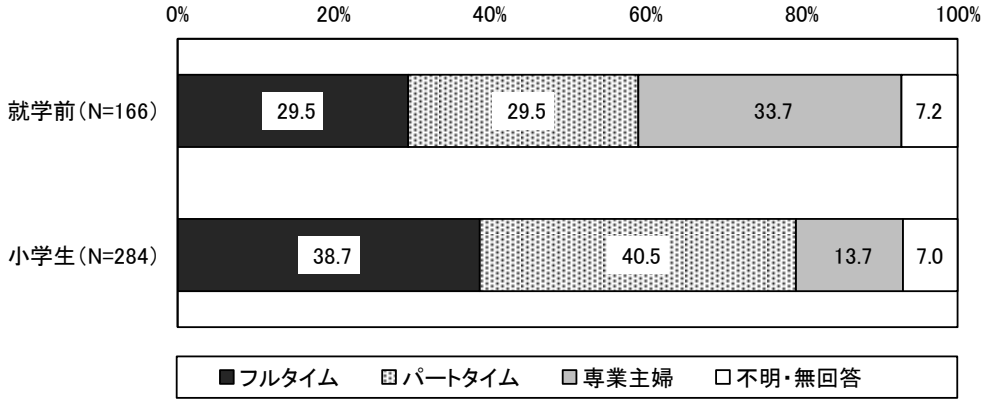

## ④保護者（母親）の1年以内の就労希望について

母親が１年以内に希望する就労状況についてみると、就学前児童保護者・小学生児童保護者ともに「パートタイム」が最も高く、それぞれ 35.5%、32.0%となっており、次いで「フルタイム」がそれぞれ 23.5%、29.2%となっています。

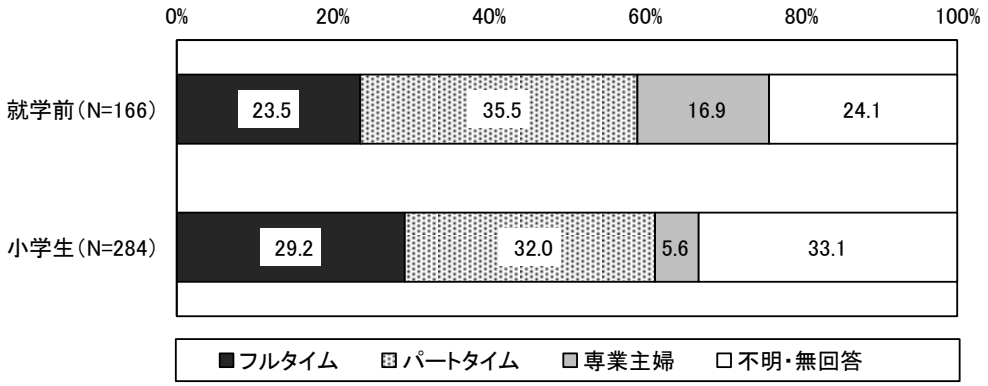


## ⑤平日の幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育事業」の利用状況と利用希望について

利用している教育・保育事業についてみると、「保育所」が 33.5%と最も高く、次いで「利用していない」が 27.4%となっています。希望する教育・保育事業についてみると、「保育所」が 37.2%と最も高く、次いで「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が 16.3%となっています。

■利用している教育・保育事業

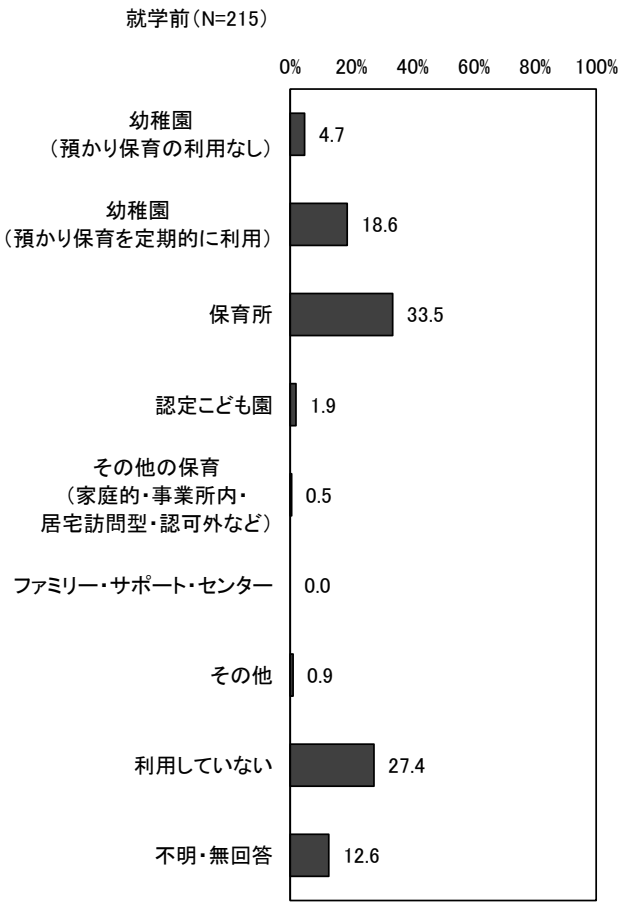


■希望する教育・保育事業

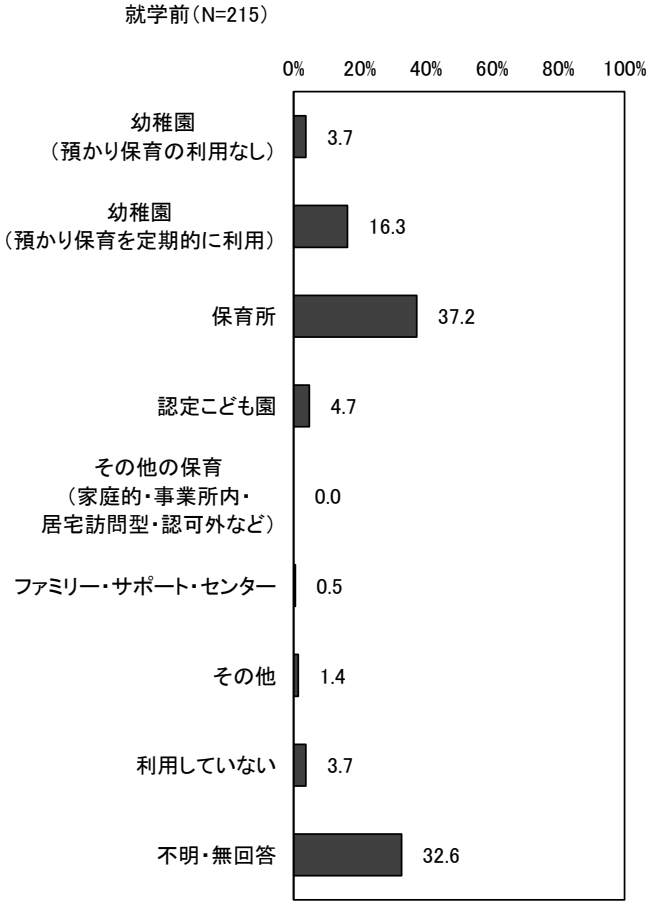

## ⑥無償化された際、「定期的に」利用したい事業について

無償化された際、「定期的に」利用したい事業についてみると、「幼稚園」が53.6%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が51.2%となっています。

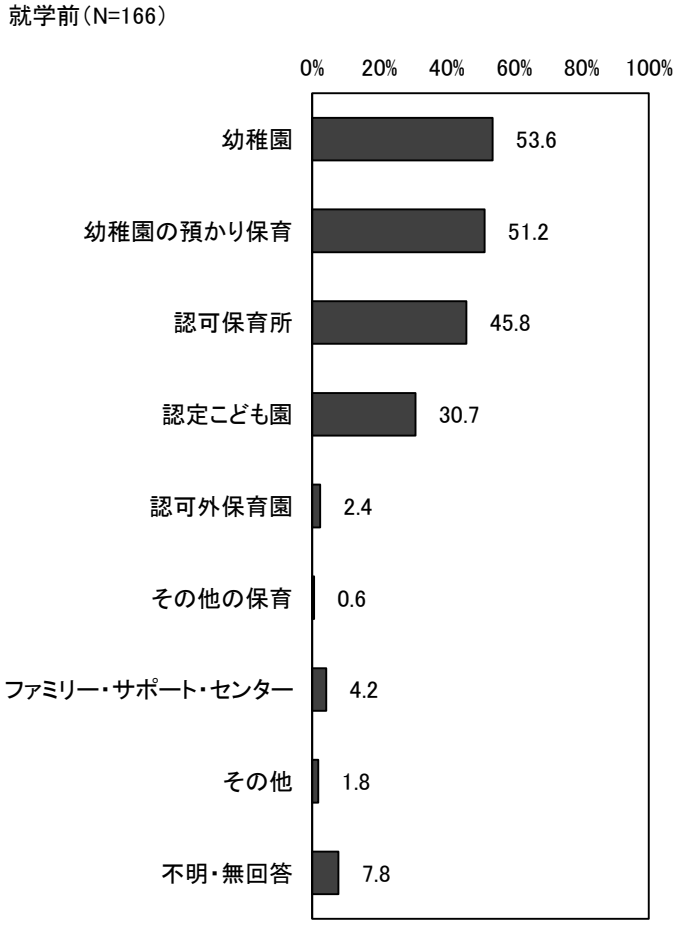

## ⑦土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が 57.2%と最も高く、次いで「月に１～２回は利用したい」が 30.2%となっています。

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が 75.3%と最も高く、次いで「月に１～２回は利用したい」が 15.8%となっています。

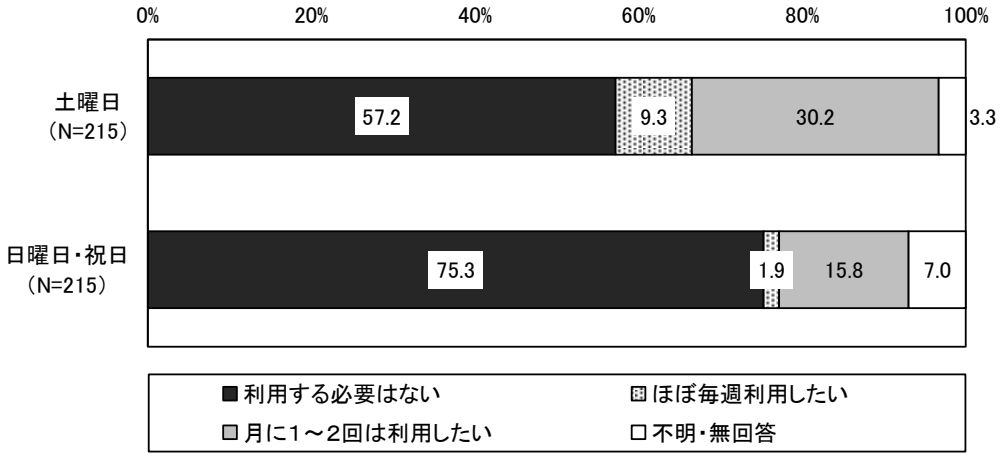


## ⑧長期休暇中の教育・保育事業の利用希望について（幼稚園を利用している方）

長期休暇中の教育・保育事業の利用希望についてみると、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 42.0%と最も高く、次いで「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 34.0%となっています。

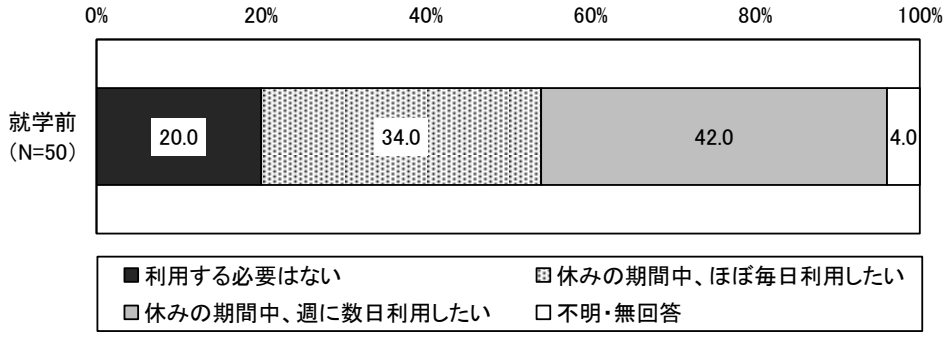

## ⑨地域子育て支援拠点事業の利用状況について

現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、「児童センター『きらきら館』」が41.0%と最も高く、次いで「子育て学習事業『おひさま』」が24.7%となっています。

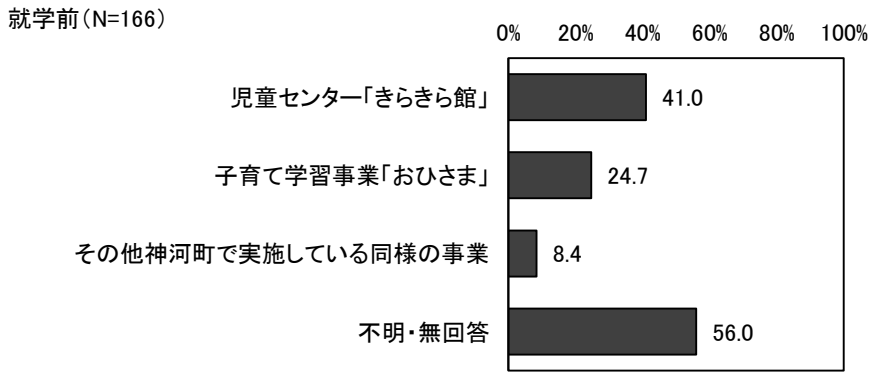


## ⑩地域子育て支援拠点事業の利用希望について

地域子育て支援拠点事業の利用希望についてみると、「新たに利用したり利用日数を増やしたいとは思わない」が39.8%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が18.7%となっています。

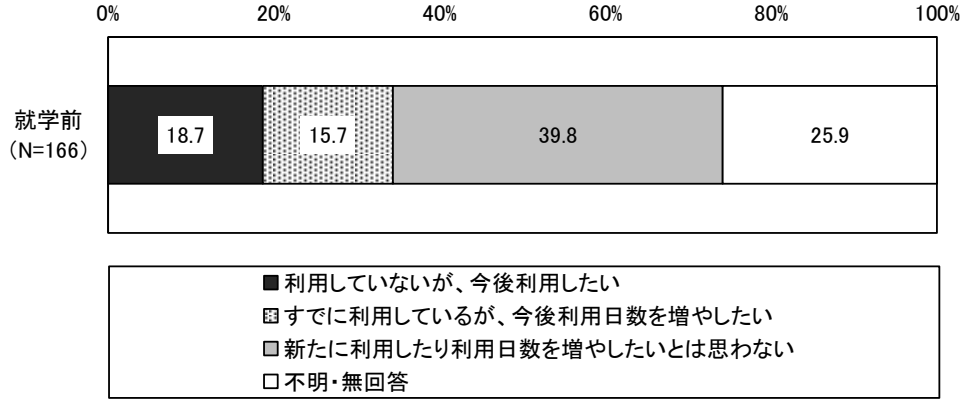

## ⑪病児・病後児保育について

この１年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった（小学生は学校を休まなければならなかった）経験についてみると、就学前児童では「あった」が 77.7%、「なかった」が 20.5%となっています。小学生児童では「あった」が 71.5%、「なかった」が 26.4%となっています。

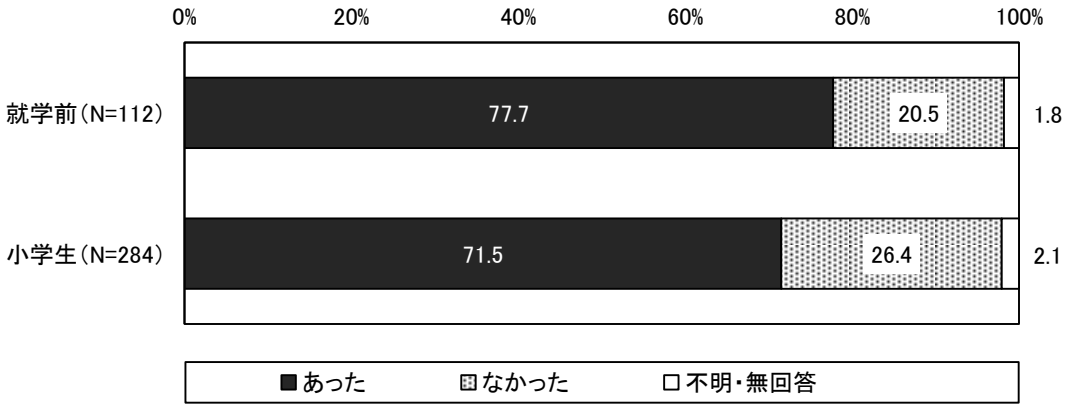


子どもが病気やケガの際の対応についてみると、就学前児童・小学生児童ともに「母親が休んだ」が最も高く、それぞれ 71.3%、63.5%となっており、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」がそれぞれ 40.2%、33.5%となっています。

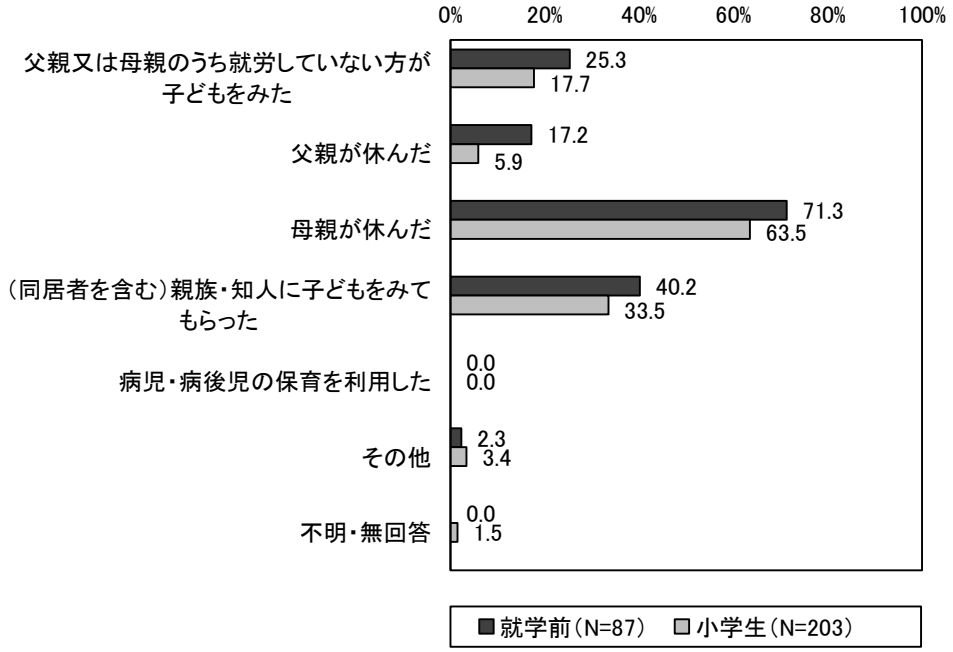

病児・病後児保育施設等の利用意向についてみると、就学前児童では「できれば利用したいと思う」が 37.0%、「利用したいとは思わない」が 58.0%となっています。小学生児童では「できれば利用したいと思う」が 30.3%、「利用したいとは思わない」が 69.1%となっています。

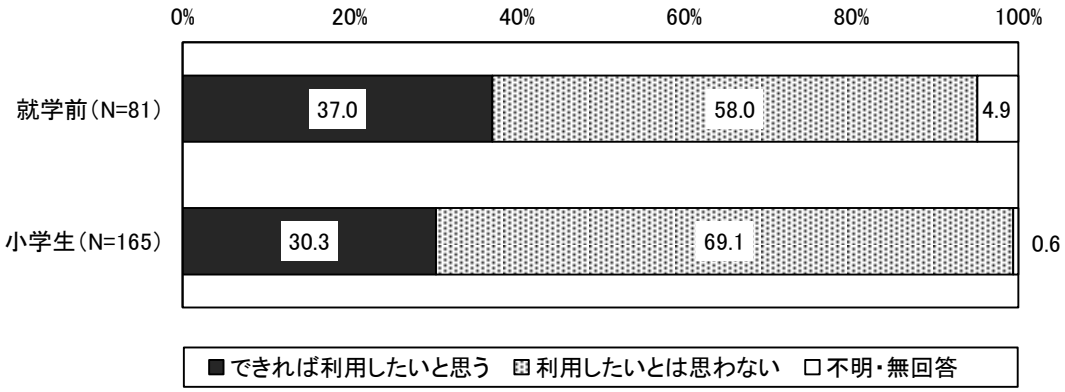


## ⑫一時預かり等の不定期な事業の利用状況について

保護者の用事で不定期に利用している事業についてみると、「利用していない」が 78.3%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が 13.9%となっています。

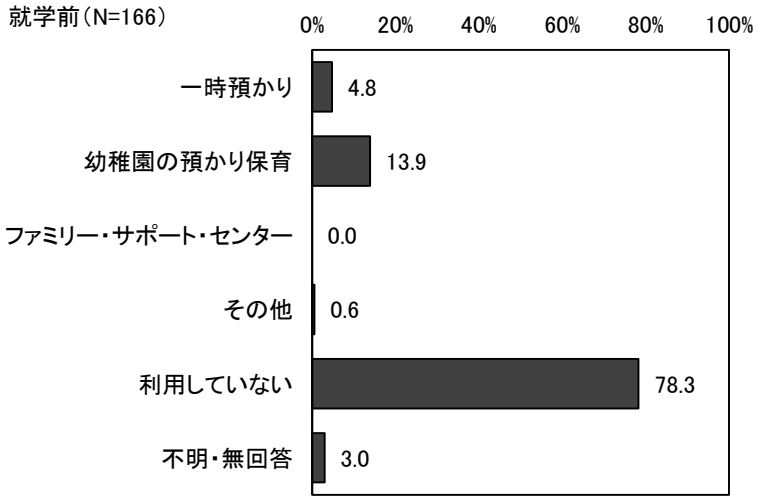

子どもを預ける場合に望ましい事業形態についてみると、「幼稚園の預かり保育」が 62.9%と最も高く、次いで「一時預かり」が 60.0%となっています。

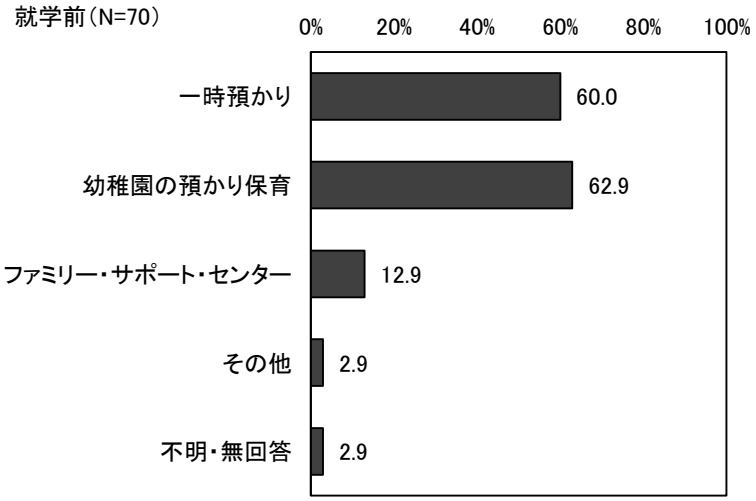

## ⑬小学生になった際の放課後の過ごし方の希望について（5歳以上のお子さんがいる方）

小学生になった際の希望する放課後の過ごし方についてみると、低学年では「自宅」が 63.2%と最も高く、次いで「学童保育クラブ」が 57.9%となっています。高学年では「自宅」が 76.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 44.7%となっています。

■低学年

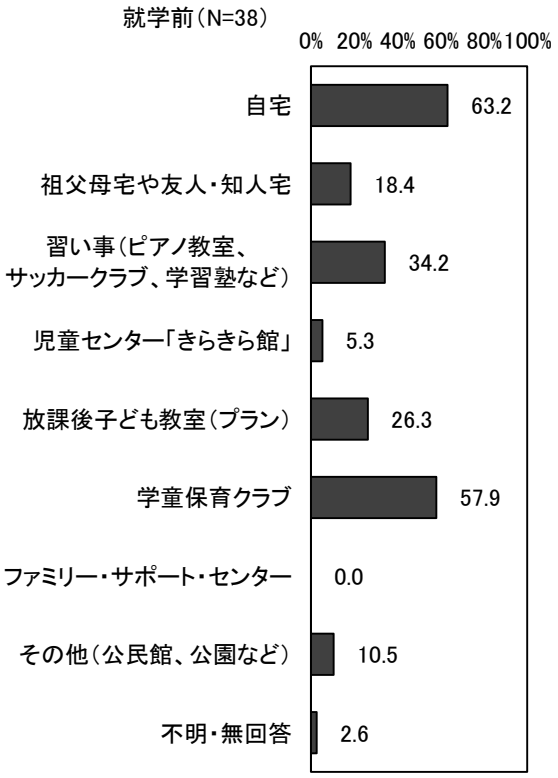


■高学年

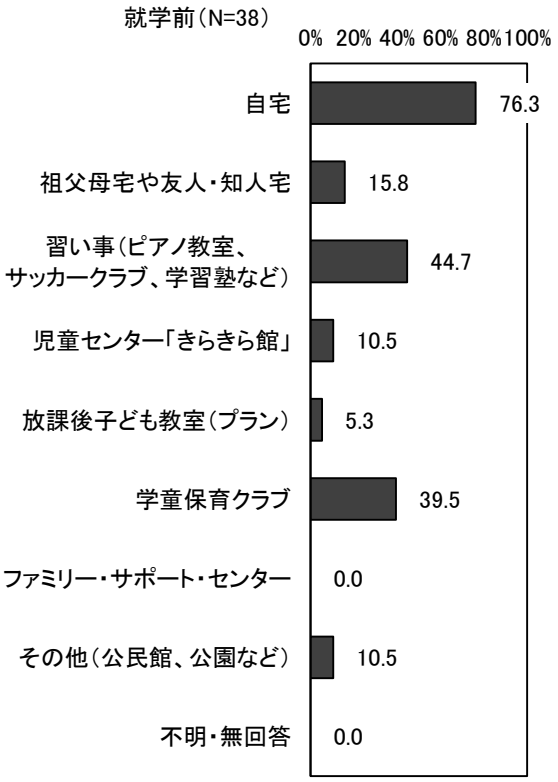


## ⑭小学生児童の学童保育クラブの利用意向について

小学生児童の学童保育クラブの利用意向についてみると、「利用したい」が 26.7%、「利用する必要がない」が 70.9%となっています。

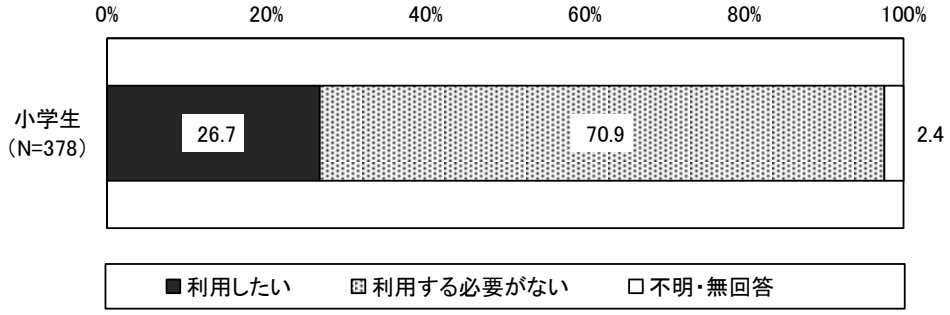

## ⑮保護者（母親）の育児休業取得状況について

子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況についてみると、母親の場合、「働いていなかった」が 45.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 34.3%となっています。

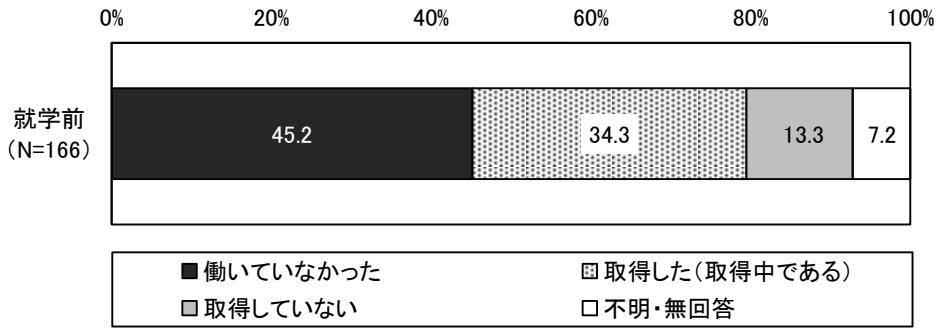


育児休業取得後の職場復帰についてみると、母親の場合、「育児休業取得後、職場に復帰した」が 71.9%と最も高く、次いで「現在も育児休業中である」が 22.8%となっています。

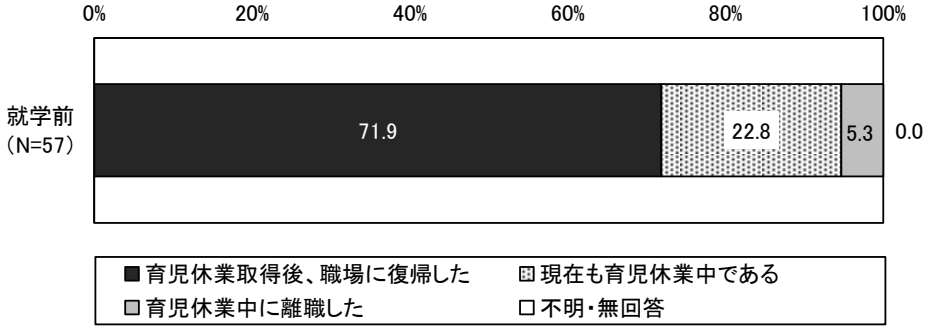

# ３．幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

第１期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は、以下のとおりです。

## （１）教育・保育給付事業

### ■1号認定（2号認定の学校教育利用も含む）

１号認定（２号認定の学校教育利用も含む）の幼稚園における受け入れについて、減少傾向となっていますが、平成 29 年度以降は量の見込みを上回る実績となっています。

（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 139 | 118 | 103 | 93 | 89 |
| | 確保の内容 | 139 | 118 | 103 | 93 | 89 |
| 実績値 | | 135 | 116 | 105 | 95 | 99 |

※平成 31 年度…4月1日現在の人数

### ■2号認定

２号認定の保育所における受け入れについて、減少傾向となっていますが、いずれの年度も量の見込みを上回る実績となっています。

（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 90 | 76 | 63 | 65 | 69 |
| | 確保の内容 | 90 | 76 | 63 | 65 | 69 |
| 実績値 | | 96 | 80 | 72 | 70 | 73 |

※平成 31 年度…4月1日現在の人数

### ■3号認定（0歳児）

３号認定（０歳児）の保育所における受け入れについて、平成 27 年度から平成 29 年度は量の見込みを上回る実績となっていましたが、平成 30 年度以降は量の見込みを下回っています。

（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 4 | 4 | 3 | 13（3） | 13（3） |
| | 確保の内容 | 4 | 4 | 3 | 13（3） | 13（3） |
| 実績値 | | 15 | 20 | 19 | 12 | 6 |

※平成 31 年度…4月1日現在の人数
（　）内は中間見直し前の計画値

■3号認定（1・2歳児）

３号認定（１・２歳児）の保育所における受け入れについて、増加傾向であり、平成 30 年度以降は量の見込みを上回る実績となっています。

（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 63 | 61 | 66 | 63 | 60 |
| | 確保の内容 | 63 | 61 | 66 | 63 | 60 |
| 実績値 | | 50 | 52 | 66 | 76 | 68 |

※平成 31 年度…4月1日現在の人数

## （２）地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

利用者支援事業は、平成 28 年度より提供体制を確保し、１か所の実績となっています。

（か所）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 確保の内容 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

■地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、平成 27 年度以降、量の見込みを大きく上回る実績となっています。

（延人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 5,240 | 5,052 | 5,272 | 5,021 | 4,801 |
| | 確保の内容 | 5,240 | 5,052 | 5,272 | 5,021 | 4,801 |
| 実績値 | | 7,136 | 6,656 | 7,944 | 7,191 | － |

■妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、平成 27 年度及び平成 30 年度は量の見込みを上回り、その他の年度では量の見込みを下回る実績となっています。

（延回）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 765 | 723 | 695 | 667 | 639 |
| | 確保の内容 | 765 | 723 | 695 | 667 | 639 |
| 実績値 | | 867 | 593 | 683 | 785 | － |

■乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、平成 27 年度以降、量の見込みを上回る実績となっています。

（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 55 | 53 | 50 | 48 | 46 |
| | 確保の内容 | 55 | 53 | 50 | 48 | 46 |
| 実績値 | | 63 | 70 | 65 | 53 | － |

■養育支援事業

養育支援事業は、平成 29 年度以降、量の見込みを上回る実績となっています。

（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| | 確保の内容 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| 実績値 | | 5 | 5 | 7 | 14 | － |

■子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業は、町内で実施している施設はありませんが、平成 29 年度・平成 30 年度に利用実績があります。

（延人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 59 | 52 | 49 | 45 | 44 |
| | 確保の内容 | 59 | 52 | 49 | 45 | 44 |
| 実績値 | | 0 | 0 | 4 | 4 | － |

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業は、利用実績がありませんでした。

（延人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績値 | | 0 | 0 | 0 | 0 | － |

■一時預かり事業（幼稚園における一時預かり）

幼稚園における一時預かりは、町内２か所で実施しています。利用実績は増加傾向となっており、平成 28 年度以降、量の見込みを上回る実績となっています。

（延人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 10,768 | 9,051 | 7,959 | 7,179 | 6,863 |
| | 確保の内容 | 10,768 | 9,051 | 7,959 | 7,179 | 6,863 |
| 実績値 | | 9,267 | 9,331 | 10,471 | 10,255 | － |

■一時預かり事業（保育所等における一時預かり）

保育所等における一時預かりは、年度によって増減がありますが、いずれも量の見込みを下回る実績となっています。

（延人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 801 | 729 | 707 | 661 | 633 |
| | 確保の内容 | 801 | 729 | 707 | 661 | 633 |
| 実績値 | | 381 | 144 | 227 | 199 | － |

■時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、平成 27 年度から平成 29 年度は量の見込みを上回り、平成 30 年度は量の見込みを下回る実績となっています。

（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 69 | 61 | 58 | 53 | 51 |
| | 確保の内容 | 69 | 61 | 58 | 53 | 51 |
| 実績値 | | 73 | 76 | 70 | 48 | － |

■病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、町内で実施している施設はなく、利用実績はありませんでした。

（延人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み | 10 | 9 | 8 | 8 | 8 |
| | 確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 実績値 | | 0 | 0 | 0 | 0 | － |

■放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

放課後児童健全育成事業は、平成 27 年度以降、低学年は量の見込みを上回る実績となっており、高学年は量の見込みを下回る実績となっています。

（人）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画値 | 量の見込み（低学年） | 121 | 124 | 118 | 119 | 102 |
| | 確保の内容（低学年） | 121 | 124 | 118 | 119 | 102 |
| | 量の見込み（高学年） | 81 | 82 | 80 | 79 | 81 |
| | 確保の内容（高学年） | 81 | 82 | 80 | 79 | 81 |
| 実績値（低学年） | | 130 | 156 | 138 | 141 | － |
| 実績値（高学年） | | 54 | 66 | 70 | 66 | － |

# ４．神河町の子ども・子育てを取り巻く課題

第１期計画の基本目標ごとに、取組状況と課題を示しています。

## （１）地域ぐるみで子どもを育てていくために

地域ぐるみでの子育て支援として、本町では保育所開放事業による地域間交流や、地域子育て支援拠点事業の一環として異年齢・世代間交流を行うなど、地域と子育てをつなぐ取組を推進してきました。また、町ホームページや広報を利用した子育てに関する情報提供や、出前子育て講座（保育士や保健師・栄養士・子育てインストラクターが、児童センター等に出向いて交流会や講話を行う事業）等を実施しています。

ヒアリング等から、交流事業については一定の評価がある一方、情報提供に関しては、各サービスに関する情報が手に入りにくい（一元化されていない）、他地域から転入してきた場合や家庭で子育てをしている場合、なかなか情報が手に入らない等の課題がみられました。そのため、地域の交流や親子の居場所づくりを引き続き推進するとともに、支援を必要とする人が、サービスを適切に利用できるよう、効果的な情報発信によるサービス内容の周知、支援ネットワークの充実が必要です。

## （２）仕事と家庭を両立するために

平成 27 年の女性の就業率は平成 22 年に比べて上昇していますが、国が目指す女性の就業率８割やM字カーブの解消には至っていない状況となっています。また、アンケート結果では、就学前児童の母親で働いていない割合が３割を超えています。今後、女性の社会進出がさらに進むことによる就労形態の変化や、教育・保育無償化等によって、保育ニーズの増加が予測されることから、待機児童が発生することのないよう、保育士の確保等を含めた子育て支援サービスの整備・充実を図り、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進めることが重要です。仕事と家庭の両立を支える教育・保育サービスの充実に加え、家庭に対しては、男性の育児参加の促進等、企業に対しては、職場における育児休業制度・介護休暇制度等の普及啓発、仕事と子育てが両立可能な職場環境の実現のための取組の推進が必要です。

## （３）親子が健康に過ごすために

本町では、平成28年度の「神河町子育て世代包括支援センター（かみかわのたからもの相談所）」の開設、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業の実施、妊娠中からの仲間づくりや妊婦と妊娠期をサポートする専門職とをつなぐ機会として「プレママCafé」を毎月実施するなど、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制の充実を図ってきました。また、子どもの健やかな成長のためには、基本的な生活習慣の確立が大切であり、食の果たす役割は大きいとの考えのもと、保育所や幼稚園、学校における食育や食を通じた地域との交流を推進してきました。引き続き、関係機関との連携を図るとともに、切れ目のない支援の推進と、各ライフステージに応じた食育の推進が必要です。

### （４）心身ともに健やかに成長し、学びを深めていくために

子どもの健やかな成長のため、本町では、児童センター「きらきら館」や子育て学習事業「おひさま」における異年齢・世代間交流の実施、青少年健全育成団体の育成、青少年健全育成や健康増進を目的とした事業として、ふるさと納税を活用したジュニアサッカー教室や NHK ラジオ体操公開収録を実施してきました。また、次世代の親となる中高生を対象に、「いのちの大切さ学び教室」や「赤ちゃんふれあい体験授業」を実施するなど、将来子育てをしていく意識を高める機会を提供しています。子どもの健全育成のためには、保育所や幼稚園、学校の連携のもと、幼児期から就学期までの連続した教育の充実や、家庭・地域・学校が一体となり、町の特色を生かした体験・交流活動を進めることで、子どもの心身の成長を促し、学びを深めることのできる環境の充実が必要です。

### （５）すべての子どもが自分らしく成長できるために

家庭や地域を取り巻く環境は変化しており、児童虐待やいじめ等が全国的な課題となっています。本町では、要保護児童対策地域協議会の実務者会議やケース会議を適宜開催し、情報を共有したり、スクールカウンセラーを学校に配置し、子どもの悩みに対する相談体制を整備するなど、関係機関と連携した児童虐待やいじめの早期発見・早期対応への取組や、子どもの人権に関する啓発事業等を行っています。また、ひとり親家庭に対する経済的支援やシングルマザー移住支援事業の実施等、ひとり親家庭に対する支援にも積極的に取り組んでいます。

今後も、児童虐待やいじめの防止、ひとり親家庭への支援に加え、障がいのある子ども・日常生活や学習面において支援を必要とする子ども等、社会的な支援の必要性の高い子どもや家庭に対し、自立を支え、すべての子どもが自分らしく成長できるような支援が求められています。

### （６）安全安心に生活するために

地域のすべての子育て家庭が、安心して暮らせるために、子連れでの外出にやさしいまちの環境整備等の取組を進めてきました。また、地域の子どもの安全確保についても、近年子どもが巻き込まれる事件・事故が多発していることを背景に、保護者や地域の安全に対する意識は高まっていると考えられます。アンケート調査においても、安全な子どもの遊び場等の整備や安全な通学手段の確保等を望む声がみられます。子どもや子育て家庭が、地域と連携する中で、安全安心に生活できるような支援を引き続き推進するとともに、保健・医療・福祉面においても「子どもを産み育てやすいまち」を目指し、保健福祉サービスを維持・継続していくことが必要です。

# 第３章　計画の基本的な考え方

## １．基本理念

第１期計画では、町政の最上位計画である「第１次神河町長期総合計画」との整合性を図るため、総合計画の「まちづくりの柱」のひとつである「子どもたちが愛情にまもられて育つまちづくり」を計画の基本理念として掲げ、取組を推進してきました。

本計画においても、「第２次神河町長期総合計画」の子育て分野における「実現を目指す将来像」を踏まえ、保護者が子育ての意義について理解し、喜びを感じながら子育てができ、かつ、地域ぐるみで子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができるまちを目指し、次の基本理念を掲げます。

基本理念

**お父さんやお母さんがいきいきと暮らし、**
**子育てが楽しいと思えるまちづくり**

## ２．基本目標

本計画では、基本理念や国の基本指針等を踏まえ、以下の６つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めます。

### （１）地域ぐるみで子どもを育てていくために

子育ては、家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長を社会全体で支え、見守ることが重要です。保護者が、子育てについての第一義的責任を有することを前提に、保護者が子どもと向き合い、親子の絆を深めながら子育て力を向上できるような子育て支援環境の充実を地域ぐるみで推進します。また、子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で、必要に応じ適切な相談支援や情報提供等が受けられるよう、子育て支援のネットワークの充実を図るとともに、安心して子育てができる環境の整備・充実を図ります。

### （２）仕事と家庭を両立するために

性別を問わず、男女がともに仕事と家庭の両立を目指すためには、子育て支援サービスの整備・充実に加えて、育児休業制度への理解や家庭内における父親の育児参加の促進等、社会全体の意識の醸成も重要です。子育て家庭への多様な子育て支援の充実に努めるとともに、企業や労働者に対する意識啓発や情報提供を図ります。

### （３）親子が健康に過ごすために

親子が健康に過ごすためには、母子の健康の確保及び増進に向けた取組を進めていくことが重要です。子育て世代包括支援センターを中心に、母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう、切れ目のない包括的・継続的な支援を推進するとともに、母子の疾病予防や心身の健康に関する情報提供体制の充実、基本的な生活習慣の確立に向けた食育の推進を図ります。

### （４）子どもの健やかな成長と学びを深めていくために

次代の担い手である子どもが、心身ともに健やかに成長するためには、子どもの「生きる力」を育み、次代につながる「親育ち」のための基礎づくりを進めることが重要です。また、子どもの健全育成のためには、子どもの権利が等しく守られ、自分らしく成長できる環境づくりや児童虐待、いじめの防止対策への取組も必要です。保育所・幼稚園等と小学校が連携を図りながら、幼児期から就学期までの連続した教育の充実や、家庭・地域・学校が連携・協力し、家庭や地域社会の教育力の向上を図り、子どもの心身の成長を促す環境の充実を図ります。

### （５）すべての子育て家庭への支援のために

すべての子育て家庭が置かれた立場や生活状況等に関わらず、いきいきと暮らすことができる環境づくりのため、本町ならではの「顔の見える支援・継続した支援」が行えるという強みを生かし、ひとり親家庭等の困難を抱える家庭への支援、障がいのある子どもやその家庭への支援・環境整備の充実を図ります。また、公立神崎総合病院や隣接する子どもの療育・相談機関である「ケアステーションかんざき」の活用等、保健・医療・福祉面の充実を図ります。

### （６）安全安心な環境づくりのために

子どもや子育て家庭を含めた、本町で暮らすすべての人々が安心して暮らすことのできるまちづくりを目指すことが重要です。近年多発している、子どもが巻き込まれる事件・事故の防止、子どもの安全確保や災害に対する備え等、すべての人々が安全安心に暮らすことのできる環境整備の充実を図ります。

## ３．施策体系

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 |
|---|---|---|
| お父さんやお母さんがいきいきと暮らし、子育てが楽しいと思えるまちづくり | 1　地域ぐるみで子どもを育てていくために | （１）地域における子育て支援サービスの充実<br>（２）家庭や地域の教育力の向上<br>（３）子育て支援のネットワークづくり |
| | 2　仕事と家庭を両立するために | （１）教育・保育サービスの充実<br>（２）教育・保育サービスの質の向上<br>（３）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し |
| | 3　親子が健康に過ごすために | （１）切れ目のない支援の充実<br>（２）「食育」の推進<br>（３）思春期保健対策の充実<br>（４）小児医療の充実 |
| | 4　子どもの健やかな成長と学びを深めていくために | （１）児童健全育成の推進<br>（２）子どもの学びの充実<br>（３）子どもの居場所づくりの推進<br>（４）次世代の親の育成<br>（５）児童虐待防止対策の充実<br>（６）子ども・若者支援の充実 |
| | 5　すべての子育て家庭への支援のために | （１）ひとり親家庭の自立支援の推進<br>（２）特別な支援を要する子どもへの支援の充実<br>（３）困難を抱える家庭への支援の充実<br>（４）子育て家庭への経済的支援の充実 |
| | 6　安全安心な環境づくりのために | （１）良質な居住環境の確保<br>（２）安心して外出できる環境の整備<br>（３）子どもを交通事故や災害から守るための活動の推進<br>（４）子どもを犯罪等から守るための活動の推進 |

# 第４章　施策の展開

## 基本目標１　地域ぐるみで子どもを育てていくために

### （１）地域における子育て支援サービスの充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 地域子育て支援拠点事業 | 児童センター「きらきら館」や子育て学習事業「おひさま」、公民館等において、異年齢・多世代間の交流の場の提供と交流の促進を図るとともに、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室の実施、子育てサークルへの支援を行います。また、「きらきら館」については、本町の子育て支援に関する情報収集・発信や相談支援の拠点として子育て学習事業「おひさま」等と連携し、事業を推進します。 | 教育課 |
| 保育所開放事業 | 保育所の地域交流として、保育所に通っていない未就学児童等を含め、園庭開放、親子のふれあい遊び、親子サークルの支援等を行い、保育所と地域及び地域住民同士の交流を図ります。 | 教育課 |
| 世代間交流事業 | 保育所や学校等において地域の方々から、伝統的な遊びや物づくりを継承するなどして、交流を深める事業の展開を図ります。また、学校支援本部事業と連携を図り、事業を担う指導員やボランティアの確保等、事業の充実を図ります。 | 教育課 |
| 子ども・子育て支援に関する情報の提供 | 町のホームページやCATV等を活用し、子ども・子育て支援に関する情報の提供に努めます。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| 出前子育て講座の実施 | 保育士や保健師・栄養士・子育てインストラクター、地域等の連携を深め、集会所や公民館等において、簡単な遊びと子育てに関する相談に応じる、出前講座を実施します。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 事業の普及啓発に努めるとともに、地域との連携のもと、育児援助を行うファミリー・サポート・センター事業の推進を図ります。 | 教育課 |

（２）家庭や地域の教育力の向上

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 家庭教育の啓発 | 幼児期からの家庭教育の重要性や必要性の啓発を行うため講演会等を開催するとともに、関係機関と連携し、家庭教育に関する学習機会及び情報提供を行い、家庭における教育力の向上に努めます。子育て相談員等の確保・育成と一体的に取り組み、学習機会・情報提供等の支援体制の充実を図ります。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| 相談員の人材育成 | 子育て中の家庭に対し、相談指導や巡回指導にあたるカウンセリング技術を持った相談員（サポーター）について、関係機関と連携のもと、研修等の機会を確保し人材育成を図ります。 | 教育課 |
| 子育て支援ボランティアの確保 | 子育て中の保護者が気軽に相談でき、必要な情報を得ることができるよう、関係機関と連携し、地域の子育て支援ボランティアの確保、養成を図ります。 | 教育課 |
| 地域におけるコミュニティづくり | 地域ぐるみでの子育てを推進するため、子ども会活動を中心に、子どもに対する見守りや声かけを行い、力強い保育力・教育力を持った地域コミュニティづくりを目指します。 | 教育課<br>健康福祉課 |

（３）子育て支援のネットワークづくり

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 子育てサークル育成事業 | 子育てに関するサークル活動を行っている団体について、登録制によって活動を支援するとともに、CATV・ホームページ等により広く情報を公開することで、活動の活性化を図ります。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| 地域子育てネットワーク事業 | ボランティアグループを中心に、見守り・声かけ、子育て相談等、地域の大人たちが積極的に子育て支援に取り組めるよう、事業の推進を図ります。 | 教育課 |

## 基本目標２　仕事と家庭を両立するために

### （１）教育・保育サービスの充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 教育・保育事業の提供体制の充実 | 多様な教育・保育のニーズに対応するため、教育・保育事業の提供体制の充実を図るとともに、町内の私立保育所と協議し、幼児教育・保育連携の認定こども園の整備を進めます。 | 教育課 |
| 保育所・幼稚園の施設整備 | 適切な遊具の選定・整備や自然環境の整備等、就学前児童の安全安心を確保し、創造性を育むことができる環境づくりや施設整備を図ります。また、民間保育施設整備への助成を行います。 | 教育課 |
| 延長保育事業 | 保護者のニーズに応じ、認可保育所において延長保育を行います。 | 教育課 |
| 一時預かり事業 | 保護者の疾病、リフレッシュ等による一時的な保育ニーズに応えるため、一時預かりを行います。 | 教育課 |
| 病児・病後児保育事業【新規】 | 医療機関併設の保育室において、病児・病後児保育を行います。 | 教育課 |
| 教育・保育の無償化【新規】 | 保育所・幼稚園等に係る幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付を行います。 | 教育課 |

### （２）教育・保育サービスの質の向上

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 幼児教育の充実 | 保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、質の高い幼児教育を推進します。 | 教育課 |
| 保育士等研修事業 | 保育の質の向上を図るため、町の保育に関係する者に対する研修の充実を図ります。 | 教育課 |
| 幼児教育・保育に関する専門的人材の配置【新規】 | 幼児教育・保育に関する専門的な知識やスキルに基づいて、助言やその他の支援を行う人材の育成・配置を行います。 | 教育課 |
| 幼児期の教育・保育と小学校の連携の推進 | 保育所・幼稚園間の連携を図るとともに、保育所・幼稚園等の就学前施設から小学校への円滑な接続に向けた交流活動の実施等、相互連携を図ります。 | 教育課 |

（３）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 男女共同参画の啓発促進 | 男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、広報誌やホームページ等による啓発活動の促進を図ります。 | 総務課 |
| ワーク・ライフ・バランスに関する啓発促進 | 職場における育児休業制度・介護休暇制度等について、企業や住民に対する普及啓発に努めます。また、仕事と子育てが両立可能な職場環境の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた生活を送ることへの重要性について、啓発活動の促進を図ります。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| 父親の育児参加の促進 | 各種事業等への父親の参加を呼びかけ、子育ての役割分担と家族の中で協力して子どもを育てる意識の醸成を図ります。 | 教育課<br>健康福祉課 |

## 基本目標３　親子が健康に過ごすために

### （１）　切れ目のない支援の充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 切れ目のない支援の充実・利用者支援事業【新規】 | 子育て世代包括支援センター（かみかわのたからもの相談所）、子育て学習事業「おひさま」において、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対する相談へのワンストップ対応等、切れ目のない支援の充実を図ります。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| 妊産婦健康支援事業 | 母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査費補助事業、妊婦訪問を通し、安心して産み育てられるための妊産婦の相談等の充実を図ります。 | 健康福祉課 |
| 新生児聴覚検査事業【新規】 | 聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るための新生児聴覚検査費用の助成を行います。 | 健康福祉課 |
| 産前・産後サポート事業【新規】 | 妊産婦に対して、妊娠中からの仲間づくりや、助産師等の専門職による相談支援を実施します（プレママ Café、両親教室）。また、産後ケアや、母乳相談事業では、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行います。 | 健康福祉課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・養育支援訪問事業 | 生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言・支援を行います。 | 健康福祉課 |
| 乳幼児健康診査事業（乳児健診・１歳６か月健診・３歳児健診） | 乳幼児の心身ともに健康な育成のために、診察や健康相談を実施し、病気の予防や早期発見・早期療育、育児不安への支援を図ります。また、未受診児の全数把握に努めます。 | 健康福祉課 |
| 乳幼児相談事業 | 発達の節目となる月齢（生後７か月・１歳・２歳・４歳・５歳）を対象に、発達発育を確認し、育児に関する指導相談、歯科保健・栄養に関する指導相談を行い、心身の成長発育支援、保護者の育児不安の軽減・交流を図ります。 | 健康福祉課 |
| 予防接種の実施 | 乳幼児を感染症から守るため、集団または個別の予防接種を行います。 | 健康福祉課 |

（２）「食育」の推進

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 離乳食教室の開催 | 乳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や健康・育児について講習会を開催します。 | 健康福祉課 |
| 保育所における食育の推進 | 自園調理によって、子ども一人ひとりの心身の状態に応じた給食の提供を指導します。また、子どもが生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように配慮します。 | 教育課 |
| 学校における食育の推進 | 栄養士による給食だより等を活用した食育指導の推進や、心身の健全な発達を促します。また、地場産品の給食への利用をさらに拡大し、地域農業への関心のほか、食や郷土への理解・愛着を深めます。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| 食生活改善推進員（いずみ会）の活動 | 健康的な食生活推進のための料理講習会や試食の提供、食育のＰＲ活動を行います。また、幼稚園児に対しては、手づくりおやつの提供を通した食生活の見直しのきっかけづくり、中学生に対しては、正しい食習慣についての講話を実施し、若い世代からの食育を推進します。 | 健康福祉課 |
| 栄養相談事業 | 乳幼児健診や健康相談、電話等による相談等において、肥満等が気になる乳幼児や、食に関して問題がある乳幼児等について、保護者に対する個別支援を行います。 | 健康福祉課 |

### （３）思春期保健対策の充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 学校保健における指導の充実 | エイズや人工妊娠中絶等を含む性の問題、心の健康について、教科等を通じた指導を推進します。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| 喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止教育の充実 | 関係機関と連携を図り、保健学習を中心とした喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止教育を推進します。 | 教育課 |
| 思春期の心の問題に対する相談体制の充実 | 心身に悩み等を抱える児童・生徒の早期発見・早期対応を基本とし、小・中学校が連携した相談・支援活動を推進します。 | 教育課<br>健康福祉課 |

### （４）小児医療の充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 乳幼児等医療費助成事業 | 経済的負担の大きい０歳から高校３年生までの通院・入院医療を対象に助成を行います。 | 住民生活課 |
| 子どもの健康管理等の啓発 | 子どもの健康管理の大切さや身近にかかりつけ医を持つことの必要性について啓発します。 | 健康福祉課 |
| 医療機関との協力体制の充実 | 乳幼児がいつでも安心して医療サービスを受けられるよう広域での医療機関の連携に努めるなど、小児科医療体制の充実に努めます。 | 健康福祉課 |

## 基本目標４　子どもの健やかな成長と学びを深めていくために

### （１）児童健全育成の推進

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 青少年健全育成団体の育成支援 | 青少年の健全育成と健康増進のため、青少年健全育成団体等の育成支援を図ります。 | 教育課 |
| 地域スポーツクラブの支援 | スポーツ活動を通した家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成、子どもたちの居場所づくりや地域教育力の向上、地域住民の交流の場等に大きな役割を果たすスポーツクラブの育成、継続的な運営の支援を行います。 | 教育課 |
| 子ども会活動の支援 | 子ども会活動を通して子どもの社会性、協調性を養い、児童の健全育成を図るため、子ども会活動への支援を行います。 | 教育課 |
| 交流事業の充実 | 郷土の歴史・文化を再認識するとともに、世代間、学校間の交流を深めるため、昔あそび等の体験教室や世代間交流のつどいを実施します。 | 教育課 |
| スポーツ振興事業 | 親子での地域交流及び健康増進を促進するため、親子親睦大会等、スポーツ施設を活用した事業の展開と活動支援を図ります。 | 教育課 |
| 相談体制の整備 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもが悩み等を相談しやすい体制の充実を図るとともに、教育相談窓口の周知徹底や、家庭と学校、関係機関との連携を図ります。 | 教育課 |
| いじめ防止対策の推進 | 神河町いじめ防止対策推進条例に基づき各学校で作成した「いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめ予防の的確な対応に努めます。 | 教育課 |

（２）子どもの学びの充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 学校教育の充実 | かみかわ教育創造プランの基本方針に基づき、確かな学力を形成する学習指導の充実を図るとともに、自己を見つめ、他人を思いやる心の育成とたくましい心身を育む健康教育の充実を図ります。また、家庭・地域と連携した魅力ある学校教育の充実、将来的な U ターンに結びつく地元への愛着づくり教育の推進を図ります。 | 教育課 |
| 外国語教育推進事業 | ALTや外部団体等を活用し、小中学校における英語教育の推進を図ります。 | 教育課 |

（３）子どもの居場所づくりの推進

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ） | 保護者が共働き等により昼間家庭にいない、小学校６年生までの児童を対象に、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための「遊びの場」「生活の場」としての機能の充実を図ります。また、特別な配慮を必要とする児童に対しては、学校等と連携し、対応を行います。 | 教育課 |
| 放課後子ども教室の実施 | 地域の方々の参画のもと、放課後に子ども同士・子どもと大人の交流機会を設け、体験及び学習活動に係る活動を行います。 | 教育課 |

（４）次世代の親の育成

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 乳幼児とふれあう事業の推進 | 中学校と幼稚園の交流や、中学生・高校生と乳幼児・児童とが接する機会を提供し、次世代の親となる若者の乳幼児・児童に対する愛情や理解を深めるように努めます。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| ボランティア活動への参加促進 | 中学生・高校生がジュニア・リーダー等のボランティアとして、地域における子ども会活動や子育て支援活動等に参加する機会を取り入れ、子育てや子育て支援への理解を深めるように努めます。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| いのちの大切さに関する学習機会の提供 | 子どもを産み育てることの意義やいのちの大切さ、子どもの成長について学習する機会を提供します。 | 教育課<br>健康福祉課 |

（５）児童虐待防止対策の充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 子どもの権利に関する啓発事業 | 子どもの人権をテーマにした啓発チラシの発行等、子どもの権利に関する啓発事業や、体罰によらない子育てに関する意識啓発を関係機関等と連携し、推進します。また、教育・保育に従事する者や地域のリーダーに対し、子どもの人権に関する研修を実施します。 | 教育課 |
| 虐待の発生予防に向けた取組の推進【新規】 | 乳児家庭全戸訪問事業の実施や乳幼児健診未受診者及び未就園の子どもの把握等を行い、支援・介入が必要な家庭の早期発見に努め、虐待の未然防止を図ります。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| 要保護児童対策地域協議会との連携促進 | 家庭・地域・学校・行政等、関係機関が連携した要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待の早期発見・早期通報をしやすい環境をつくり、児童虐待防止のさらなる推進を図ります。 | 教育課 |
| 子ども家庭総合支援拠点の整備【新規】 | すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対する包括的・継続的な相談支援体制の強化に向けて、子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| 児童家庭相談事業 | こども家庭センターや福祉事務所等の関係機関と連携し、子育て家庭の支援に努めるとともに、児童虐待の発生予防や早期発見等、相談事業の充実を図ります。 | 教育課<br>健康福祉課 |

（６）子ども・若者支援の充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 子ども・若者育成支援 | いじめ・不登校・引きこもり・就労が困難な若者等、困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者支援地域協議会（青少年問題協議会）を中心とした地域における子ども・若者育成支援ネットワークを構築します。 | 教育課<br>住民生活課 |

## 基本目標５　すべての子育て家庭への支援のために

### （１）ひとり親家庭の自立支援の推進

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| ひとり親家庭等への経済的支援の実施 | ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費助成を行います。 | 住民生活課<br>教育課 |
| 母子生活支援施設等への入所及び生活支援の実施 | 自立支援を必要とする母子家庭やＤＶ等で被害を受けた母とその子どもを母子生活支援施設等に入所させて保護するとともに、自立促進のために生活支援を行います。 | 教育課<br>健康福祉課 |
| シングルマザー移住支援事業【新規】 | シングルマザー移住支援協議会と連携し、ひとり親家庭の移住支援を推進します。 | ひと・まち・みらい課 |

### （２）特別な支援を要する子どもへの支援の充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 特別な支援を要する子どもとその家庭への経済的支援の実施 | 特別な支援を要する子どもとその家庭に対し、障害児福祉手当、特別児童扶養手当や特別支援教育就学奨励費等の支給や医療費助成を行います。 | 住民生活課<br>健康福祉課 |
| 障害福祉サービスの充実 | 障害児福祉計画に基づき、関係機関と連携し、障害福祉サービスの提供の充実を図ります。また、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・福祉等の関連分野の支援を調整するコーディネーターを引き続き配置します。 | 健康福祉課 |
| 障害児保育事業・障害児受入事業 | 障がいのある子どもの保護者の精神的、肉体的負担の軽減等を図るための支援として、保育所において一時預かりを実施します。また、集団保育の可能な障がいのある子どもについて、保育所への受け入れを実施します。 | 教育課 |
| 障害児保育研修事業 | 保育士等に対する障害児研修の実施を支援します。 | 教育課 |
| ノーマライゼーションの普及啓発 | 障がいのある人もない人も、共に尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる共生社会の実現を目指し、幼少時から共に学び・育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行います。 | 健康福祉課 |

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 要支援児就学サポート連絡会議の実施 | 心身障がいのある子ども及び発達障がいのある子ども（疑い含め）の就学・就園・進級について適切な対応の実現のため、関係機関による町内の保育所、幼稚園、小・中学校の巡回訪問の実施、事例検討等を通じた情報交換を行います。 | 健康福祉課<br>教育課 |
| ライフステージに応じた継続的な支援の推進 | ライフステージごとに支援が必要な内容と支援計画を記録し、支援を受ける機関ごとに引き継ぐサポートファイルを作成し、支援を必要とする子どもが個別に必要な支援を継続的に受けられるよう、取組を推進します。 | 健康福祉課<br>教育課 |
| 支援を必要とする子どもへの相談事業（子ども発達すこやか専門相談・５歳児発達相談） | 乳幼児健診、母子保健事業から把握した支援を必要とする子どもに対し、発達相談・療育相談を実施し、保護者に寄り添いつつ、関係機関と連携した早期支援を実施します。 | 健康福祉課<br>教育課 |

### （３）困難を抱える家庭への支援の充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 生活困窮家庭等への支援<br>【新規】 | 生活困窮者自立支援制度に基づき、県と連携し、自立に向けた支援を行います。 | 健康福祉課 |
| 住宅確保に係る支援<br>【新規】 | 住宅セーフティーネット法に基づき、若者世帯家賃低廉化事業を行い、低所得の若者世帯に対し、賃貸住居への入居支援を行います。 | ひと・まち・みらい課 |
| 外国につながる子ども※とその家庭への支援<br>【新規】 | 外国につながる子どもやその家庭が円滑に教育・保育を利用できるよう、支援が必要な子ども・家庭の把握とそれぞれの状況に応じた支援を行います。 | 教育課 |

※外国籍の子どもや両親が国際結婚している子ども等、外国にルーツを持つ子ども。

（４）子育て家庭への経済的支援の充実

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 児童手当給付事業 | 中学校修了前までの児童を養育している方に、児童手当の支給を行います。 | 住民生活課 |
| こどもを健やかに生み育てる支援金 | ３人目以降の出生に対し、お祝い金を保護者に支給します。 | 住民生活課 |
| 就学援助制度 | 経済的理由により、就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対し、学用品費等を援助します。 | 教育課 |
| 妊産婦健康診査への助成事業 | 妊産婦健康診査、妊婦歯科検診に係る費用の一部を助成します。 | 健康福祉課 |
| 特定不妊治療費助成事業 | 妊娠・出産を望み、特定不妊治療以外で妊娠成立が困難である夫婦に対し、県の助成制度に加え、町から上乗せ助成をします。同時に、不妊治療に対する情報提供、相談の機会を設けます。 | 健康福祉課 |
| 新生児聴覚検査への助成【新規】 | 新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。 | 健康福祉課 |

## 基本目標６　安全安心な環境づくりのために

### （１）良質な居住環境の確保

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 町営住宅における低所得世帯等の優先入居 | 町営住宅入居に際し、低所得世帯や多子世帯等に対して、優先して入居を決定します。 | 住民生活課 |
| 公園緑地の整備 | 公園緑地の整備にあたっては、計画段階から防犯や利用者の安全確保に配慮して事業を進めるとともに、既存施設の有効活用により遊び場の提供を図ります。 | 住民生活課 |

### （２）安心して外出できる環境の整備

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 道路整備事業 | 道路整備について、歩車道境界ブロックの設置による歩行者の安全確保や道路のバリアフリー化に努めます。 | 住民生活課<br>建設課 |
| 交通安全施設整備事業 | 交通事故を防止するため、安全かつ円滑な通行を確保する道路区画線及び道路標識等の交通安全施設の整備に努めます。 | 住民生活課<br>建設課 |
| 通学バス運行等事業 | 遠距離通学児童の安全確保のため、通学バスの運行や路線バスを活用した通学を実施します。 | 教育課 |
| 子育て家庭にやさしい設備の整備 | 親子が利用する施設に、授乳室やベビーキープ、おむつ替え用ベッド等の設置を推進します。 | 健康福祉課 |

### （３）子どもを交通事故や災害から守るための活動の推進

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 交通安全の推進 | チャイルドシートの着用の啓発等、交通安全運動を積極的に展開するとともに、年間を通した交通安全教室等の開催を図ります。 | 住民生活課 |
| 通学路等における安全確保【新規】 | 通学路や未就学児の園外活動に関する経路において、定期的な点検や交通安全設備の設置等の安全確保に努めます。 | 建設課<br>教育課<br>住民生活課 |
| 防災教育の推進 | 各学区において定期的な防災訓練を実施します。また、災害発生時の様々な場面を想定し訓練に変化を持たせることで、学校教員・児童・生徒の意識の一層の向上を図ります。 | 住民生活課<br>教育課 |

### （４）子どもを犯罪等から守るための活動の推進

| 事業・施策 | 展開方向 | 担当課 |
|---|---|---|
| 「子どもを守る 110 番の家・店」事業 | 子どもが身の危険を感じた際に、避難場所として駆け込める「子どもを守る 110 番の家・店」の充実及び啓発に努めます。 | 教育課 |
| 防犯対策の推進 | 防犯対策のため、街路灯・防犯灯の整備、子どもへの防犯グッズの配付、防犯に関する啓発を行います。 | 教育課<br>住民生活課 |
| 防犯ネットワークの整備 | ひょうご防犯ネットによる犯罪発生時の通報システム等により、防犯ネットワークを整備します。 | 教育課<br>住民生活課 |
| 不審者対策の推進 | 学校への不審者対策として、防犯カメラの設置等、不審者侵入防止体制の整備や防犯対策の充実を図ります。また、登下校時における交通立番や下校時の見守り活動の充実を図ります。 | 教育課<br>住民生活課 |
| インターネット・ＳＮＳ等に関する啓発 | インターネット・SNS 等の正しい使い方や危険性について、児童・生徒及び保護者への啓発を図ります。 | 教育課 |

# 第５章　量の見込みと確保方策

## １．教育・保育提供区域の設定

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、各自治体において地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という）を定め、幼児教育、保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本町では、町全体を１つの教育・保育提供区域として設定し、地域のニーズに応じたサービスの提供を推進します。

## ２．人口推計

（人）

| | 実績値 | | | 計画期間中の推計値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度（令和元年度） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 0歳 | 74 | 58 | 61 | 58 | 56 | 56 | 54 | 52 |
| 1歳 | 76 | 76 | 59 | 66 | 62 | 61 | 60 | 58 |
| 2歳 | 56 | 77 | 77 | 61 | 68 | 64 | 63 | 62 |
| 3歳 | 54 | 57 | 80 | 79 | 62 | 69 | 66 | 64 |
| 4歳 | 60 | 57 | 66 | 85 | 84 | 67 | 74 | 70 |
| 5歳 | 81 | 62 | 61 | 67 | 87 | 86 | 68 | 76 |
| 6歳 | 72 | 81 | 68 | 61 | 67 | 87 | 86 | 68 |
| 7歳 | 111 | 72 | 85 | 68 | 61 | 68 | 87 | 86 |
| 8歳 | 81 | 111 | 74 | 86 | 69 | 62 | 68 | 88 |
| 9歳 | 102 | 82 | 112 | 75 | 86 | 70 | 62 | 69 |
| 10 歳 | 116 | 103 | 84 | 115 | 76 | 88 | 71 | 64 |
| 11 歳 | 89 | 115 | 103 | 84 | 115 | 76 | 88 | 71 |
| 合計 | 972 | 951 | 930 | 905 | 893 | 854 | 847 | 828 |

※住民基本台帳（各年度4月1日現在）を基に算出

# ３．量の見込みと確保方策

## （１）教育・保育事業

教育・保育事業は、小学校就学前の児童が保育所・幼稚園等を利用する事業です。教育・保育事業の量の見込みについては、平成 30 年度に実施したアンケート調査から国が示す考え方に基づいて算出を行い、事業の利用実績や現在の供給体制等を踏まえて値を設定しました。

◆認定区分と対象施設

| 認定区分 | | 対象施設 |
|---|---|---|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育を希望する就学前の子ども<br>（保育の必要性なし） | 幼稚園・認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども<br>（保育を必要とする子ども） | 保育所・認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども<br>（保育を必要とする子ども） | 保育所・認定こども園<br>地域型保育事業 |

### ①1号認定（2号認定教育利用希望含む）

（人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 125 | 126 | 120 | 112 | 113 |
| ②確保方策 | | 125 | 126 | 120 | 112 | 113 |
| | 特定教育・保育施設 | 125 | 126 | 120 | 112 | 113 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇町内３か所の幼稚園において、提供体制の確保を行います。

## ②2号認定

（人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 91 | 91 | 87 | 82 | 82 |
| ②確保方策 | 91 | 91 | 87 | 82 | 82 |
| 特定教育・保育施設 | 91 | 91 | 87 | 82 | 82 |
| 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇町内２か所の保育所において、提供体制の確保を行います。

## ③3号認定

【0歳児】

（人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 17 | 17 | 17 | 16 | 15 |
| ②確保方策 | 17 | 17 | 17 | 16 | 15 |
| 特定教育・保育施設 | 17 | 17 | 17 | 16 | 15 |
| 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇町内２か所の保育所において、提供体制の確保を行います。

【1・2歳児】

（人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 71 | 72 | 70 | 68 | 67 |
| ②確保方策 | 71 | 72 | 70 | 68 | 67 |
| 特定教育・保育施設 | 71 | 72 | 70 | 68 | 67 |
| 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇町内２か所の保育所において、提供体制の確保を行います。

◆3号認定の子どもの保育利用率※

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保育利用率（%） | 47.6 | 47.8 | 48.1 | 47.5 | 47.7 |

※保育利用率は0～2歳の子どもの数に占める3号認定利用定員数の割合

## （2）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。教育・保育事業の量の見込みについては、平成 30 年度に実施したアンケート調査から国が示す考え方に基づいて算出を行い、事業の利用実績や現在の供給体制等を踏まえて値を設定しました。

◆地域子ども・子育て支援事業一覧

| 事業名 |
|---|
| ① 利用者支援事業 |
| ② 地域子育て支援拠点事業 |
| ③ 妊婦健康診査事業 |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業 |
| ⑤ 養育支援事業 |
| ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） |
| ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ⑧ 一時預かり事業 |
| ⑨ 時間外保育事業（延長保育事業） |
| ⑩ 病児・病後児保育事業 |
| ⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ） |
| ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |

## ①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

（か所）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 基本型・特定型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇現在母子保健型を１か所設置しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

## ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互交流を行う場を設置し、育児不安や子育てに関する様々な相談・助言等の子育て支援を行う事業です。

（延人・か所）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（延人） | | 7,488 | 7,572 | 7,356 | 7,080 | 6,936 |
| ②確保方策 | 延人 | 7,488 | 7,572 | 7,356 | 7,080 | 6,936 |
| | か所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②－①（延日） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇現在２か所で事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

## ③妊婦健康診査事業

妊娠中の健康の保持・増進を図るため、妊婦を対象に妊婦健康診査の補助（受診券発行）を行い、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

（人・延回）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 人 | 63 | 63 | 61 | 59 | 58 |
| | 延回 | 882 | 882 | 854 | 826 | 812 |
| ②確保方策 | 人 | 63 | 63 | 61 | 59 | 58 |
| | 延回 | 882 | 882 | 854 | 826 | 812 |
| ②－①（延回） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇国が定める基本的な妊婦健康診査項目について、医療機関との委託契約により、通年実施をします。

## ④乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や相談・助言、養育環境等の把握を行う事業です。

（人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 58 | 56 | 56 | 54 | 52 |
| ②確保方策 | 58 | 56 | 56 | 54 | 52 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇本町の保健師により、対象乳児のいる家庭への全戸訪問を継続して実施します。

## ⑤養育支援事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

（人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| ②確保方策 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇本町の保健師により、対象乳幼児等のいる家庭への訪問を継続して実施します。

## ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。

（延人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| ②確保方策 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇児童養護施設と連携し、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

## ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学生の保護者を対象に、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録を行い、様々な育児の手助けを行う事業です。

（延人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇本事業の利用実績はなく、国が示す考え方に基づいた量の見込みについても算出されませんでしたが、今後、事業の周知を図るとともに、利用希望に応じた事業の提供を図ります。

## ⑧一時預かり事業

幼稚園在園児を対象にした一時預かり（幼稚園型）とそれ以外の一時預かり（幼稚園型を除く）があります。「幼稚園型」は、幼稚園在園児を対象に、保護者の急な用事等で家庭での保育が一時的に困難となった子どもを幼稚園で預かる事業です。「幼稚園型を除く」は、未就園児等を対象に、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを保育所等で預かる事業です。

【幼稚園型】

（延人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1号認定 | 911 | 916 | 921 | 925 | 930 |
| | 2号認定 | 9,446 | 9,494 | 9,541 | 9,589 | 9,637 |
| | 合計 | 10,357 | 10,410 | 10,462 | 10,514 | 10,567 |
| ②確保方策 | | 10,357 | 10,410 | 10,462 | 10,514 | 10,567 |
| ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

○現在２か所の幼稚園で一時預かりを実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

【幼稚園型を除く】

（延人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | | 371 | 374 | 359 | 343 | 341 |
| ②確保方策 | | 371 | 374 | 359 | 343 | 341 |
| | 一時預かり（保育所） | 371 | 374 | 359 | 343 | 341 |
| | 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

○現在２か所の保育所で一時預かりを実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

## ⑨時間外保育事業（延長保育事業）

保育所に通う子どもを対象に、保育所の開所時間を超えて保育を行う事業です。

（人・か所）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み（人） | | 79 | 80 | 77 | 73 | 73 |
| ②確保方策 | 人 | 79 | 80 | 77 | 73 | 73 |
| | か所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②－①（延日） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇現在２か所の保育所で事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

## ⑩病児・病後児保育事業

病中の子どもを家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

（延人）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 207 | 208 | 199 | 191 | 191 |
| ②確保方策 | 207 | 208 | 199 | 191 | 191 |
| 病児保育事業 | 207 | 208 | 199 | 191 | 191 |
| 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇令和２年度より病児対応型を１か所設置し、利用者のニーズに応じた提供体制を確保します。

## ⑪放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の適切な遊び・生活の場を提供し、心身の健全な育成を図る事業です。

（人）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1年生 | 45 | 49 | 64 | 63 | 50 |
| | 2年生 | 43 | 38 | 43 | 54 | 54 |
| | 3年生 | 43 | 35 | 31 | 34 | 44 |
| | 4年生 | 30 | 35 | 28 | 25 | 28 |
| | 5年生 | 26 | 17 | 20 | 16 | 14 |
| | 6年生 | 12 | 17 | 11 | 13 | 10 |
| | 合計 | 199 | 191 | 197 | 205 | 200 |
| ②確保方策 | | 199 | 191 | 197 | 205 | 200 |
| ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■確保方策の考え方

〇現在２か所の学童保育クラブで事業を実施しており、引き続き利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

〇学童保育クラブと放課後子ども教室の一体的な実施について、現在一体型２か所、連携型１か所で実施を行っています。今後も関係部局間と連携した取組の推進、小学校の余裕教室等の活用についての検討を行います。

◆一体型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室数の目標量

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一体型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室数（か所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具の購入費用、行事への参加費用等を助成する事業です。

■確保方策の考え方

〇継続して事業を実施し、必要に応じて給付を行います。

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援を必要とする子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■確保方策の考え方

〇国や近隣自治体の動向を踏まえ、事業を検討します。

# 第６章　計画の推進

## １．関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な分野にわたるため、関係部局と連携・調整を図りながら本計画の各種施策（事業）を推進します。

また、保育所・幼稚園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やＰＴＡ、社会福祉協議会、公立神崎総合病院、ケアステーションかんざき、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また、自治会等の地域組織と適切な役割分担のもとで連携を強化し、子ども・子育て支援法の理念に基づいて、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

## ２．国や県、近隣自治体との連携

子ども・子育て支援施策は、児童手当や子育てのための施設等利用給付等、国や県の制度に基づいて実施を行うものや、近隣自治体との連携を必要とする事業が多くあります。そのため、国や県、近隣自治体との連携のもと、計画の推進を図ります。

## ３．計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAの考え方を踏まえて評価・点検を行い、進行状況の把握を行います。また、子ども・子育て会議にて意見を聴取し、その結果を踏まえ、必要に応じて本計画の見直し・改善を図ります。

# 資料編

## １．神河町子ども・子育て会議条例

（平成 25 年 9 月 5 日条例第 34 号）

改正　平成 30 年 12 月 7 日条例第 24 号

（設置）

第 1 条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、神河町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1)　法第 77 条第 1 項各号に規定する事務

(2)　前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査及び審議

（組織）

第 3 条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　子どもの保護者

(2)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4)　その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、最初に招集される会議は、町長が招集する。

2　会長は、会議の議長となる。

3　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第 7 条　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 8 条　子ども・子育て会議の庶務は、教育課において処理する。

（委任）

第 9 条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正）

2　神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例（平成 17 年神河町条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 子ども・子育て会議 | 委員 | 日額　8,000 |

附　則（平成 30 年 12 月 7 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の神河町子ども・子育て会議条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

## ２．神河町子ども・子育て会議委員名簿

| 所属機関等 | 氏　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 総務文教常任委員会委員長 | 三谷　克巳 | 会長 |
| 主任児童委員 | 藤原　雄三 | 副会長 |
| 教育長 | 入江　多喜夫 | |
| 民生児童委員協議会会長 | 髙﨑　彌生 | |
| 小学校代表校長 | 平成 30 年度<br>（寺前小学校）　岡本　敏樹 | |
| | 令和元（平成 31）年度<br>（長谷小学校）　髙橋　和美 | |
| 連合 PTA 代表 | 平成 30 年度<br>（長谷小学校）　髙内　教男 | |
| | 令和元（平成 31）年度<br>（越知谷小学校）　横田　大輔 | |
| 幼稚園職員代表（神崎幼稚園） | 澤田　道代 | |
| 幼稚園保護者代表 | 平成 30 年度<br>（長谷幼稚園）　大津　千恵 | |
| | 令和元（平成 31）年度<br>（神崎幼稚園）　髙橋　里奈 | |
| 寺前保育所代表 | 小野　浩誠 | |
| 神崎保育園代表 | 中安　延哉 | |
| 児童センター　きらきら館 | 井門　真由美 | |
| 保育園保護者代表(寺前保育所) | 平成 30 年度<br>竹澤　香織 | |
| | 令和元（平成 31）年度<br>藤原　智美 | |
| 保育園保護者代表(神崎保育園) | 平成 30 年度<br>桐月　友紀 | |
| | 令和元（平成 31）年度<br>前田　友和 | |

# ３．計画の策定経過

| 年　月　日 | 内　　容 |
|---|---|
| 平成 30 年<br>12 月 12 日（水） | 平成 30 年度　第1回神河町子ども・子育て会議<br>〇平成 29 年度神河町子ども・子育て支援事業の実施状況について<br>〇神河町子育て家庭ショートステイ事業実施要綱の改正ほかについて<br>〇神河町子ども・子育てに関するアンケート調査について |
| 平成 31 年<br>1月 31 日（木）～<br>2月 15 日（金） | 神河町子ども・子育てに関するアンケート調査の実施 |
| 平成 31 年<br>3月 29 日（金） | 平成 30 年度　第2回神河町子ども・子育て会議<br>〇第２期神河町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果について |
| 令和元年<br>5月 22 日（水） | 令和元年度　第1回神河町子ども・子育て会議<br>〇第２期神河町子ども・子育て支援事業計画について<br>〇子ども・子育て支援事業の見込み量算出について<br>〇アンケート調査結果の追加報告について |
| 令和元年<br>7月 29 日（月） | 令和元年度　第2回神河町子ども・子育て会議<br>〇第２期神河町子ども・子育て支援事業計画及び第２期神河町次世代育成支援対策推進行動計画（骨子案）について<br>〇幼児教育・保育の無償化による保護者負担について |
| 令和元年<br>11 月 21 日（木） | 令和元年度　第3回神河町子ども・子育て会議<br>〇第２期神河町子ども・子育て支援事業計画及び第２期神河町次世代育成支援対策推進行動計画（素案）について |

第２期神河町子ども・子育て支援事業計画

第２期神河町次世代育成支援対策推進行動計画

発行・編集：神河町
発 行 年 月 ：令和２年３月
〒679-3116　兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地
TEL：0790-34-0212　FAX：0790-34-0645